

北区の国保

令和元年度版
(平成30年度実績)



東京都北区
区民部国保年金課

目 次

第 1	組織と事務分掌	2
第 2	国民健康保険運営協議会	3
第 3	保険者	4
第 4	被保険者	5
第 5	給付状況	12
第 6	保険料	32
第 7	財政	41
第 8	特定健康診査・特定保健指導	44
第 9	保健事業	46
第 10	趣旨普及	47
第 11	北区国民健康保険事業の歩み	49

第 1 組織と事務分掌

平成 31 年 4 月 1 日現在
() 内は短時間再任用、再雇用の再掲

国保年金課長

庶務係 12 名 (1 名)

- 国民健康保険特別会計に関すること。
- 国民健康保険の企画、普及及び統計に関すること。
- 国民健康保険運営協議会に関すること。
- 国民健康保険団体連合会に関すること。
- 国民健康保険の保健事業に関すること。
- 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- 特定健康診査及び特定保健指導の計画、評価並びに統計に関すること。
- 課内他の係に属しないこと。

国保資格係 14 名 (2 名)

- 国民健康保険被保険者の資格の得喪に関すること。
- 国民健康保険被保険者証に関すること。
- 国民健康保険保険料の賦課に関すること。
- 国民健康保険保険料の減免に関すること。
- 国民健康保険保険料の還付に関すること。
- 国民健康保険保険料の口座振替に関すること。

国保給付係 16 名 (3 名)

- 医療給付に関すること。
- 一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。
- 第三者行為に係る求償事務に関すること。
- 診療報酬に関すること。
- 高額療養費貸付金に関すること。

国保保険料係 17 名 (1 名)

- 国民健康保険保険料その他徴収金の収納及び集計に関すること。
- 国民健康保険保険料の充当に関すること。
- 国民健康保険保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。
- 国民健康保険の被保険者実態調査に関すること。
- 国民健康保険料の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- 国民健康保険保険料の滞納処分及び差押財産の換価処分に関すること。
- 国民健康保険保険料の徴収猶予及び滞納処分の停止に関すること。

高齢医療係 12 名

- 後期高齢者医療に関すること（東京都後期高齢者医療広域連合が所管する事務は除く。）。
- 旧老人保健法の医療に関すること。

国民年金係 16 名 (3 名)

- 国民年金の企画及び普及に関すること。
- 拠出制国民年金の統計及び報告に関すること。
- 国民年金の相談及び指導に関すること。
- 国民年金被保険者の資格得喪及び諸届の受理並びに送達に関すること。
- 国民年金保険料の免除に関すること。
- 国民年金の受給に関すること。
- 福祉年金に関すること。

第2 国民健康保険運営協議会

1 審議内容

東京都北区国民健康保険運営協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- (2) 療養の給付の充実及び改善に関すること
- (3) 保険料の賦課徴収方法に関すること
- (4) 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

2 東京都北区国民健康保険運営協議会委員

平成31年4月1日現在

被保険者を代表する委員	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	公益を代表する委員
堀木 眞佐枝	増田 幹生（東京都北区医師会）	大室 洋昭
松坂 典良	寄川 淳（東京都北区医師会）	阿藤 通明
和氣 よしえ	織畑 剛太郎（東京都北区医師会）	小澤 浩子
渡辺 秀一	日吉 賢次（東京都北歯科医師会）	田口 幸子
岡戸 秀雄	橋本 洋子 （東京都滝野川歯科医師会）	榎本 はじめ （北区議会）
太田 京子	野口 修（北区薬剤師会）	前田 ゆきお （北区議会）

()内は推薦母体

3 平成30年度審議事項

第1回 平成31年2月21日開催

(1) 諮問事項

東京都北区国民健康保険条例の一部改正について

第3 保険者

1 保険者

これまで、区市町村が保険者となって国保を運営していたが、制度の安定化のため、平成30年度から、都道府県も区市町村とともに国保の運営を担うこととなった。

東京都が主体となって財政運営を担い、北区は引き続き、国保の適用開始・終了、保険給付の決定、保険料の決定・徴収、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業を担う。

都道府県と区市町村それぞれの役割

	東京都の主な役割	区の主な役割
財政運営	財政運営の責任主体 ・区市町村ごとの国保事業費納不意金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	国保事業費納付金を都道府県に納付
資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民との身近な関係の中、資格を管理（被保険者証等の発行）
保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事業に応じた賦課・徴収
保険給付	・給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い ・区市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

第4 被保険者

1 被保険者

(1) 被保険者

北区に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により本人の意思にかかわらず、東京都国民健康保険の被保険者となる。

ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険に加入できない。

- ① 健康保険法の被保険者とその被扶養者
- ② 船員保険法の被保険者とその被扶養者
- ③ 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ④ 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員とその被扶養者
- ⑤ 私立学校教職員共済制度の加入者とその被扶養者
- ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者（後期高齢者医療制度の被保険者）
- ⑦ 生活保護受給者
- ⑧ 国民健康保険組合の被保険者
- ⑨ 住民票がない外国人及び決定された在留資格が3か月以下又は在留資格を有しない外国人
- ⑩ 在留資格が「特定活動」である医療・観光・保養目的の外国人
- ⑪ その他法令又は条例により適用除外とされている者

(2) 退職被保険者等

会社などに勤めていた者が定年退職等で被用者保険から国民健康保険へ移行すると国民健康保険の医療費負担が急増するので、これを緩和するために設けられたのが退職者医療制度である。

退職者医療制度の被保険者となるのは、国民健康保険加入者で、厚生年金や共済組合などの老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権があり、これらの年金制度の加入期間が20年以上又は40歳以降10年以上ある者である。

退職者医療制度の適用を受けるのは、退職者医療被保険者とその被扶養者である。（以下、両者を合わせて「退職被保険者等」という。また、「退職被保険者等」以外の被保険者を「一般被保険者」という。）

退職者医療制度に必要な財源は、退職被保険者の保険料と被用者保険の保険者からの拠出金で賄われている。

拠出金と交付金の事務は社会保険診療報酬支払基金が行い、被用者保険

の保険者から「療養給付費等拠出金」と「事務費拠出金」を徴収し、都道府県に「療養給付費等交付金」を交付する。

都道府県は療養給付費等交付金と退職被保険者等の国保事業費納付金を財源とし、後期高齢者支援金の納付に要する費用とともに、区市町村への保険給付費等交付金(普通交付金)の交付に要する費用等に充てる。

退職者医療制度は昭和59年10月から開始され、開始当初、退職被保険者の自己負担割合は従前に加入していた被用者保険と同じ2割であった。一般被保険者の自己負担割合が3割であったので退職被保険者にとってはメリットがあったが、平成15年4月からは自己負担割合が3割となり、一般被保険者と同じになった。

退職者医療制度は、平成20年度の新たな高齢者医療制度の創設に伴い廃止されたが、制度の円滑な移行を図るため、平成26年度までは経過措置として65歳未満の退職者を対象として退職被保険者の新規適用を行ってきた。平成27年度以降は、その退職被保険者全員が65歳到達等により一般被保険者となるまで制度を存続させている。

なお、65歳以上の者については、平成20年度から前期高齢者制度と後期高齢者制度が始まり、保険者間における医療費負担の不均衡について調整が図られている。

(3) 前期高齢者・後期高齢者

65歳以上75歳未満の者を前期高齢者といい、75歳以上の者を後期高齢者という。

前期高齢者については、都道府県単位で保険者間の加入率の差異による医療費負担の不均衡を調整している。

負担調整の事務は社会保険診療報酬支払基金が行い、前期高齢者加入率が全国平均を下回る各保険者から「前期高齢者納付金」と「事務費拠出金」を徴収し、前期高齢者加入率が全国平均を上回る都道府県に対し「前期高齢者交付金」を交付する。

都道府県は、前期高齢者交付金を財源に、区市町村へ保険給付費等交付金(普通交付金)を交付する。

後期高齢者と65歳以上の障害者で後期高齢者医療広域連合から認定を受けた者は、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度の被保険者となる。

後期高齢者医療制度の財源は、1割が後期高齢者医療制度の被保険者から徴収する保険料、4割が各保険者から拠出される支援金、5割が公費となっている。

(4) 70 歳以上の被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者である障害者を除き、70 歳から 74 歳の者には「高齢受給者証」が交付される。これを「被保険者証」とともに医療機関の窓口に掲示することにより、医療費の自己負担割合を軽減できる。

自己負担割合は、所得区分が現役並みの被保険者が 3 割である。それ以外の所得区分の被保険者は、平成 20 年 4 月から 2 割になったが、特例措置により平成 26 年 3 月 31 日まで 1 割に据え置かれた。

平成 26 年 4 月以降は、新たに 70 歳に達する者から 2 割とし、既に 70 歳に達していた者は、75 歳になるまで引き続き 1 割に据え置かれる。

(5) 老人保健医療被保険者（平成 20 年 3 月末日終了）

老人保健医療制度は、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度に移行したために廃止となった。

ただし、医療費の過誤調整等のため、経過措置により一般会計に移したうえで継続している。

(6) 介護保険被保険者

40 歳以上の者は介護保険に加入しなければならないことになっており、第 1 号被保険者（65 歳以上の者）と第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの者）とがある。

第 2 号被保険者の介護保険料は、医療保険の保険料と合わせて徴収される。

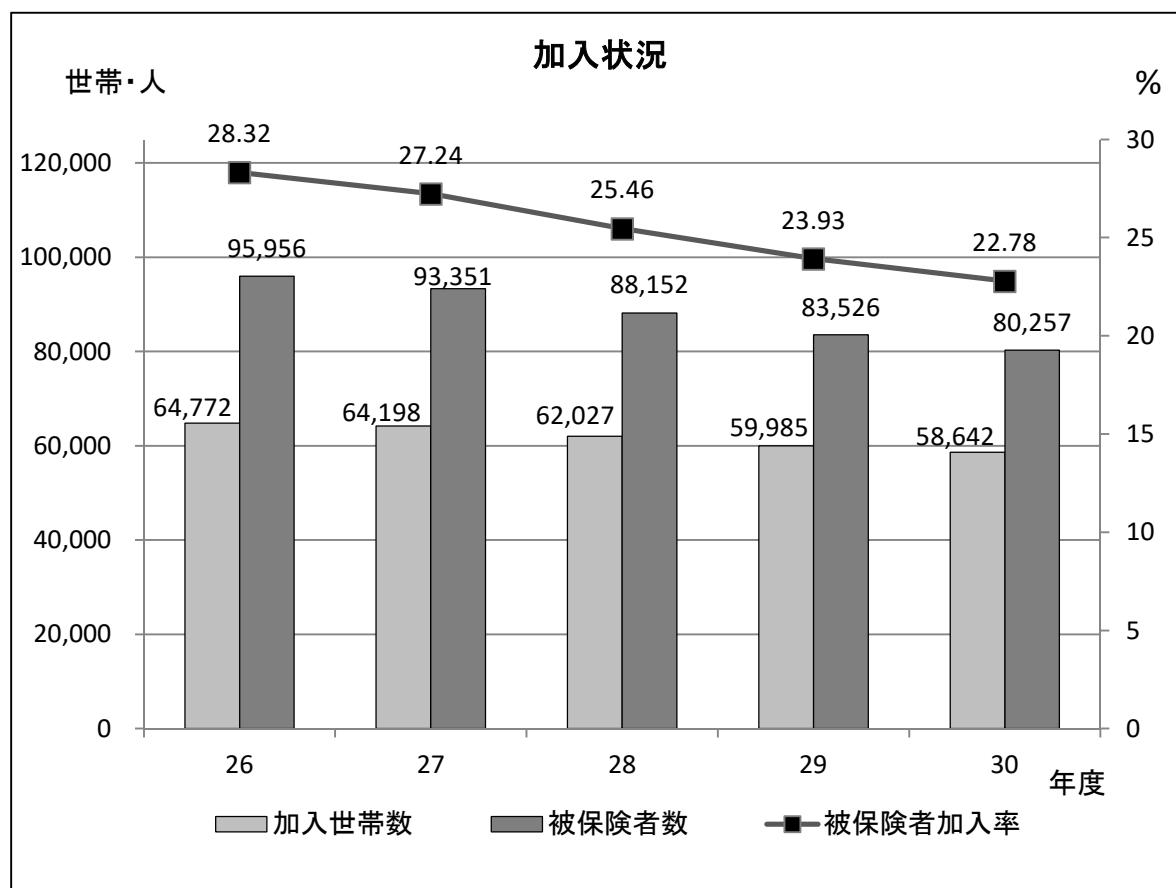
2 世帯数・被保険者数・加入率

加入状況

年度末現在

年度	北 区		国民健康保険加入者		加入率	
	世帯数	人口（人）	世帯数	被保険者数（人）	世帯加入率（%）	被保険者加入率（%）
26	184,300	338,854	64,772	95,956	35.14	28.32
27	188,030	342,732	64,198	93,351	34.14	27.24
28	191,559	346,249	62,027	88,152	32.38	25.46
29	194,282	349,056	59,985	83,526	30.88	23.93
30	197,385	352,289	58,642	80,257	29.71	22.78

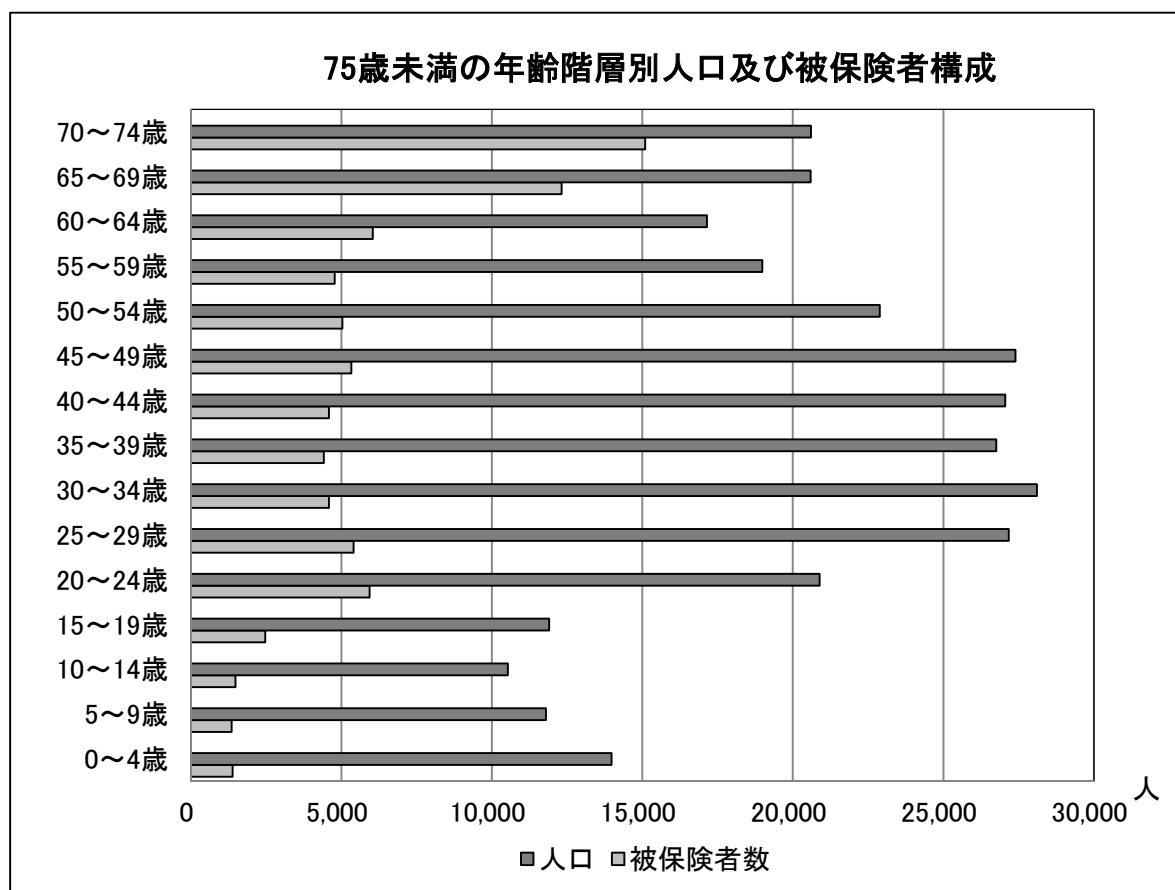
※被保険者数は年度末（3月31日）現在。人口は翌日の4月1日現在。



75歳未満の年齢階層別人口及び被保険者数

年度末現在

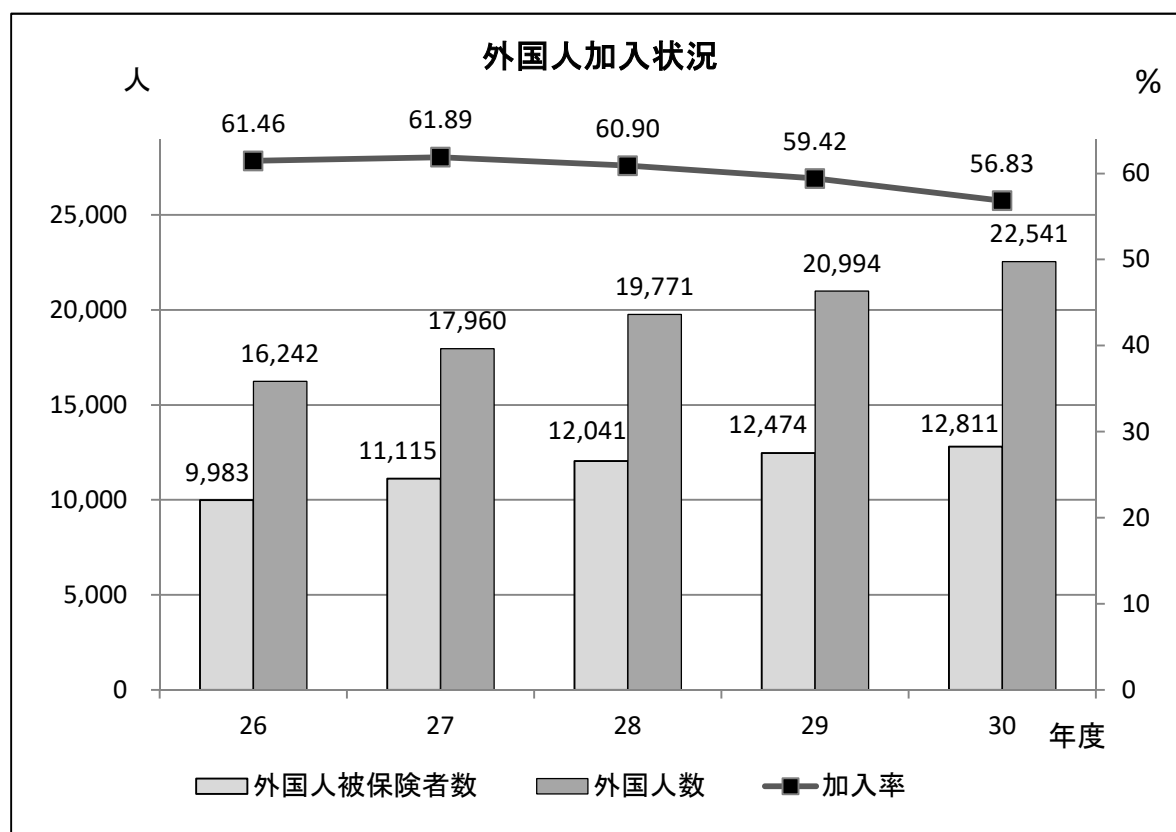
区分	人口 (人)	被保険者数(人)	加入率(%)
0～4歳	13,975	1,393	9.97
5～9歳	11,797	1,354	11.48
10～14歳	10,538	1,483	14.07
15～19歳	11,901	2,476	20.80
20～24歳	20,885	5,942	28.45
25～29歳	27,172	5,407	19.90
30～34歳	28,110	4,585	16.31
35～39歳	26,762	4,416	16.50
40～44歳	27,059	4,593	16.97
45～49歳	27,400	5,333	19.46
50～54歳	22,889	5,033	21.99
55～59歳	18,990	4,779	25.17
60～64歳	17,143	6,047	35.27
65～69歳	20,595	12,319	59.82
70～74歳	20,598	15,097	73.29
合計	305,814	80,257	26.24



外国人加入状況

年度末現在

年度	外国人数（人）	国民健康保険加入者数（人）	加入率（%）
26	16,242	9,983	61.46
27	17,960	11,115	61.89
28	19,771	12,041	60.90
29	20,994	12,474	59.42
30	22,541	12,811	56.83



3 被保険者資格得喪事由

資格取得事由内訳

単位 人

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
26	9,153	9,420	231	370	0	1,443	20,617
27	10,170	9,314	271	408	0	1,426	21,589
28	10,213	8,828	218	386	1	1,374	21,020
29	10,189	9,121	186	319	0	1,294	21,109
30	10,379	9,525	220	292	0	1,592	22,008

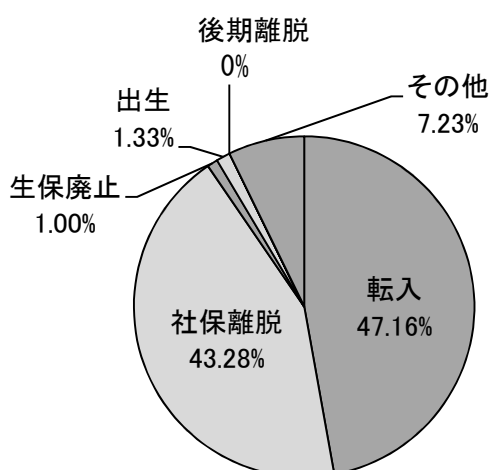
※後期高齢者離脱とは、65歳～74歳の障害者が一旦後期高齢者医療制度に加入したが、その後、国民健康保険に戻って資格を得た場合をいう。

資格喪失事由内訳

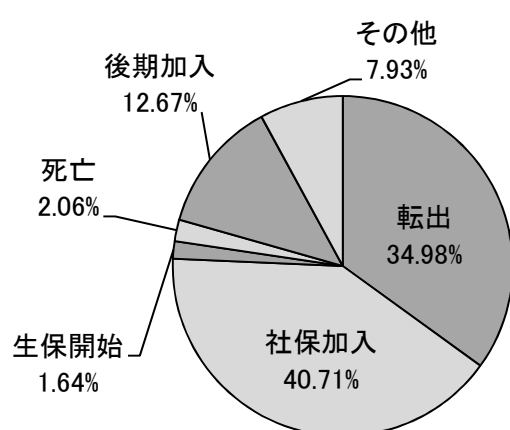
単位 人

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
26	7,491	9,777	561	600	2,772	1,567	22,768
27	8,467	9,959	539	598	3,115	1,516	24,194
28	8,596	11,810	461	558	3,333	1,461	26,219
29	8,768	11,220	440	564	3,080	1,663	25,735
30	8,843	10,291	415	521	3,202	2,005	25,277

平成30年度資格取得事由別内訳



平成30年度資格喪失事由別内訳



※端数処理の関係で合計は100%にならない。

第5 給付状況

1 保険給付

保険給付の種類

法定給付	絶対的・必要給付	療養の給付、療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費
	相対的・必要給付	出産育児一時金、葬祭費
任意給付	条例等が根拠	結核医療給付金、精神医療給付金

2 療養の給付（現物給付）

(1) 種類

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 一部負担金

年齢	一部負担金の割合
就学前児童	2割
就学児童から70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割又は3割（現役並み所得者）

(3) 国民健康保険で受けられない診療

- ① 病気とみなされないもの（美容整形、正常な妊娠・分娩、健康診断、予防注射等）
- ② 仕事上のケガや病気（労災保険適用）
- ③ その他（けんか、犯罪によるケガや病気）

(4) 国民健康保険と交通事故

交通事故の被害者の治療費は加害者が負担すべきものであるが、それができない事情があるときは、一旦国民健康保険を使って治療を受け、後で国民健康保険が加害者に費用を求償することができる。

3 療養費（現金給付）

下記の場合、被保険者が医療費を10割支払った後、給付割合に応じた額を被保険者に支給する。

- (1) 緊急のときや旅行先等、やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで治療を受けたとき
- (2) 生血を輸血したとき（第三者に限る）
- (3) コルセット等治療用装具を購入したとき
- (4) 骨折やねんざなどで柔道整復師による施術を受けたとき
- (5) 医師が治療上必要と認め、マッサージ・はり・きゅうの施術を受けたとき
- (6) 海外渡航中に急な病気やケガで治療を受けたとき

4 移送費

病気やケガで移動が困難なため、医師の指示により緊急やむを得ず移送され、かつ保険者が必要と認めた場合に支給する。

5 療養諸費

療養諸費（療養の給付、療養費、移送費の合計）

年度/ 区分	費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)	
26	一般	29,647,587,329	21,656,261,669	6,591,687,858	1,399,637,802	-0.67
	退職	1,066,027,239	745,796,842	287,507,380	32,723,017	-24.22
	計	30,713,614,568	22,402,058,511	6,879,195,238	1,432,360,819	-1.73
27	一般	30,365,566,399	22,186,083,879	6,843,034,530	1,336,447,990	2.42
	退職	969,884,483	678,334,053	262,247,787	29,302,643	-9.02
	計	31,335,450,882	22,864,417,932	7,105,282,317	1,365,750,633	2.02
28	一般	29,631,185,883	21,588,832,478	6,827,790,118	1,214,563,287	-2.42
	退職	590,049,674	412,400,376	157,748,736	19,900,562	-39.02
	計	30,221,235,557	22,001,232,854	6,985,538,854	1,234,463,849	-3.56
29	一般	28,430,729,810	20,724,522,388	6,618,614,837	1,087,592,585	-4.05
	退職	365,167,633	254,897,203	98,029,436	12,240,994	-38.11
	計	28,795,897,443	20,979,419,591	6,716,644,273	1,099,833,579	-4.72
30	一般	27,516,502,844	20,054,008,371	6,512,439,818	950,054,655	-3.22
	退職	155,600,016	108,526,201	41,603,082	5,470,733	-57.39
	計	27,672,102,860	20,162,534,572	6,554,042,900	955,525,388	-3.90

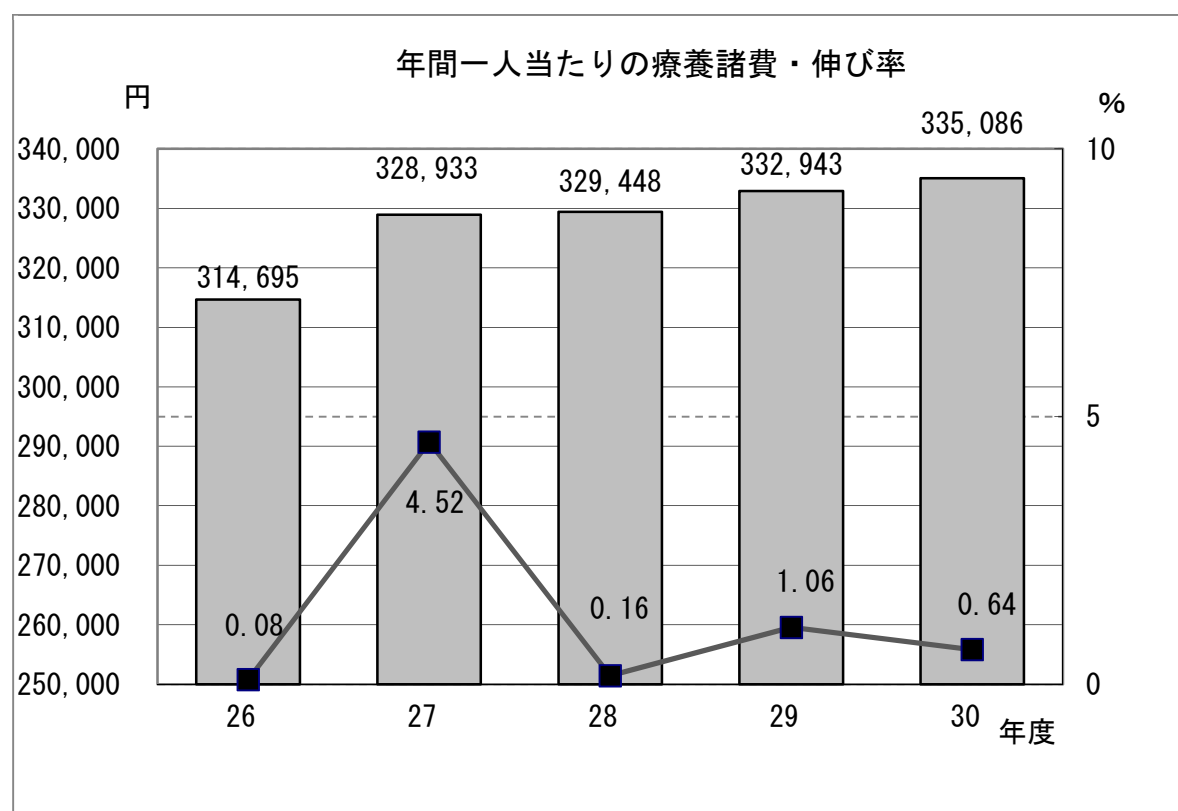
※一部負担分とは、被保険者が医療機関に支払った医療費のことをいう。

※他法負担分とは、法律、条例等に基づく公費負担分のことをいう。

※平成20年度以降の他法負担分には、指定公費負担医療（70歳以上75歳未満の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられたが、1割に据え置くために国が財政措置したもの）を含む。

年度/区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)	
26	一般	94,977	1,480,456	15.59
	退職	2,621	51,763	19.75
	計	97,598	1,532,219	15.70
27	一般	93,146	1,454,566	15.62
	退職	2,118	42,004	19.83
	計	95,264	1,496,570	15.71
28	一般	90,313	1,404,252	15.55
	退職	1,420	27,034	19.04
	計	91,733	1,431,286	15.60
29	一般	85,705	1,328,202	15.50
	退職	784	15,675	19.99
	計	86,489	1,343,877	15.54
30	一般	82,258	1,294,623	15.74
	退職	324	6,962	21.49
	計	82,582	1,301,585	15.76

年度/区分		年間一人当たりの療養諸費 <A/B> (円)	年間一件当たりの療養諸費 <A/C> (円)	年間一人当たりの療養諸費の伸び率 (%)
26	一般	312,155	20,026	0.68
	退職	406,725	20,594	-9.56
	全体	314,695	20,045	0.08
27	一般	326,000	20,876	4.44
	退職	457,925	23,090	12.59
	全体	328,933	20,938	4.52
28	一般	328,094	21,101	0.64
	退職	415,528	21,826	-9.26
	全体	329,448	21,115	0.16
29	一般	331,728	21,405	1.11
	退職	465,775	23,296	12.09
	全体	332,943	21,427	1.06
30	一般	334,515	21,254	0.84
	退職	480,247	22,350	3.11
	全体	335,086	21,260	0.64



療養の給付

年度/ 区分	費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)	
26	一般	28,962,554,237	21,157,175,303	6,424,925,163	1,380,453,771	-0.67
	退職	1,048,226,620	733,336,673	282,178,784	32,711,163	-24.21
	計	30,010,780,857	21,890,511,976	6,707,103,947	1,413,164,934	-1.73
27	一般	29,729,351,046	21,722,588,382	6,686,152,362	1,320,610,302	2.65
	退職	954,456,332	667,534,531	257,678,751	29,243,050	-8.95
	計	30,683,807,378	22,390,122,913	6,943,831,113	1,349,853,352	2.24
28	一般	29,048,423,842	21,164,953,755	6,681,098,384	1,202,371,703	-2.29
	退職	578,393,034	404,240,925	154,267,173	19,884,936	-39.40
	計	29,626,816,876	21,569,194,680	6,835,365,557	1,222,256,639	-3.44
29	一般	27,954,409,775	20,377,871,660	6,496,538,246	1,079,999,869	-3.77
	退職	358,700,262	250,370,139	96,117,850	12,212,273	-37.98
	計	28,313,110,037	20,628,241,799	6,592,656,096	1,092,212,142	-4.43
30	一般	27,044,678,206	19,710,723,092	6,388,120,010	945,835,104	-3.25
	退職	150,797,094	105,164,218	40,162,143	5,470,733	-57.96
	計	27,195,475,300	19,815,887,310	6,428,282,153	951,305,837	-3.95

年度/区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)	
26	一般	94,977	1,416,230	14.91
	退職	2,621	49,887	19.03
	計	97,598	1,466,117	15.02
27	一般	93,146	1,394,434	14.97
	退職	2,118	40,406	19.08
	計	95,264	1,434,840	15.06
28	一般	90,313	1,349,193	14.94
	退職	1,420	25,786	18.16
	計	91,733	1,374,979	14.99
29	一般	85,705	1,282,932	14.97
	退職	784	15,041	19.18
	計	86,489	1,297,973	15.01
30	一般	82,258	1,249,106	15.19
	退職	324	6,595	20.35
	計	82,582	1,255,701	15.21

年度/区分	年間一人当たりの療養の給付費		年間一件当たりの療養の給付費		年間一人当たりの療養の給付費の伸び率 (%)
	<A/B>	(円)	<A/C>	(円)	
26	一般	304,943		20,450	0.69
	退職	399,934		21,012	-9.55
	全体	307,494		20,470	0.08
27	一般	319,169		21,320	4.67
	退職	450,640		23,622	12.68
	全体	322,092		21,385	4.75
28	一般	321,642		21,530	0.77
	退職	407,319		22,431	-9.61
	全体	322,968		21,547	0.27
29	一般	326,170		21,789	1.41
	退職	457,526		23,848	12.33
	全体	327,361		21,813	1.36
30	一般	328,779		21,651	0.80
	退職	465,423		22,865	1.73
	全体	329,315		21,658	0.60

療養費

年度/区分	費用額 <A> (円)	保険者負担分 (円)	一部負担分 (円)	他法負担分 (円)	費用額 伸び率 (%)	
26	一般	685,033,092	499,070,866	166,778,195	19,184,031	-0.84
	退職	17,800,619	12,460,169	5,328,596	11,854	-25.06
	計	702,833,711	511,531,035	172,106,791	19,195,885	-1.64
27	一般	636,156,353	463,431,347	156,887,318	15,837,688	-7.13
	退職	15,428,151	10,799,472	4,569,086	59,593	-13.33
	計	651,584,504	474,230,819	161,456,404	15,897,281	-7.29
28	一般	582,762,041	423,859,073	146,711,384	12,191,584	-8.39
	退職	11,656,640	8,159,451	3,481,563	15,626	-24.45
	計	594,418,681	432,018,524	150,192,947	12,207,210	-8.77
29	一般	476,320,035	346,627,928	122,099,391	7,592,716	-18.27
	退職	6,467,371	4,527,064	1,911,586	28,721	-44.52
	計	482,787,406	351,154,992	124,010,977	7,621,437	-18.78
30	一般	471,824,638	343,250,479	124,354,608	4,219,551	-0.94
	退職	4,802,922	3,361,983	1,440,939	0	-25.74
	計	476,627,560	346,612,462	125,795,547	4,219,551	-1.28

年度/区分	年間平均被保険者数 (人)	受診件数 <C> (件)	年間一人当たりの受診件数 <C/B> (件)	
26	一般	94,977	64,219	0.68
	退職	2,621	1,876	0.72
	計	97,598	66,095	0.68
27	一般	93,146	60,123	0.65
	退職	2,118	1,597	0.75
	計	95,264	61,720	0.65
28	一般	90,313	55,053	0.61
	退職	1,420	1,158	0.82
	計	91,733	56,211	0.61
29	一般	85,705	45,266	0.53
	退職	784	634	0.81
	計	86,489	45,900	0.53
30	一般	82,258	45,513	0.55
	退職	324	367	1.13
	計	82,582	45,880	0.56

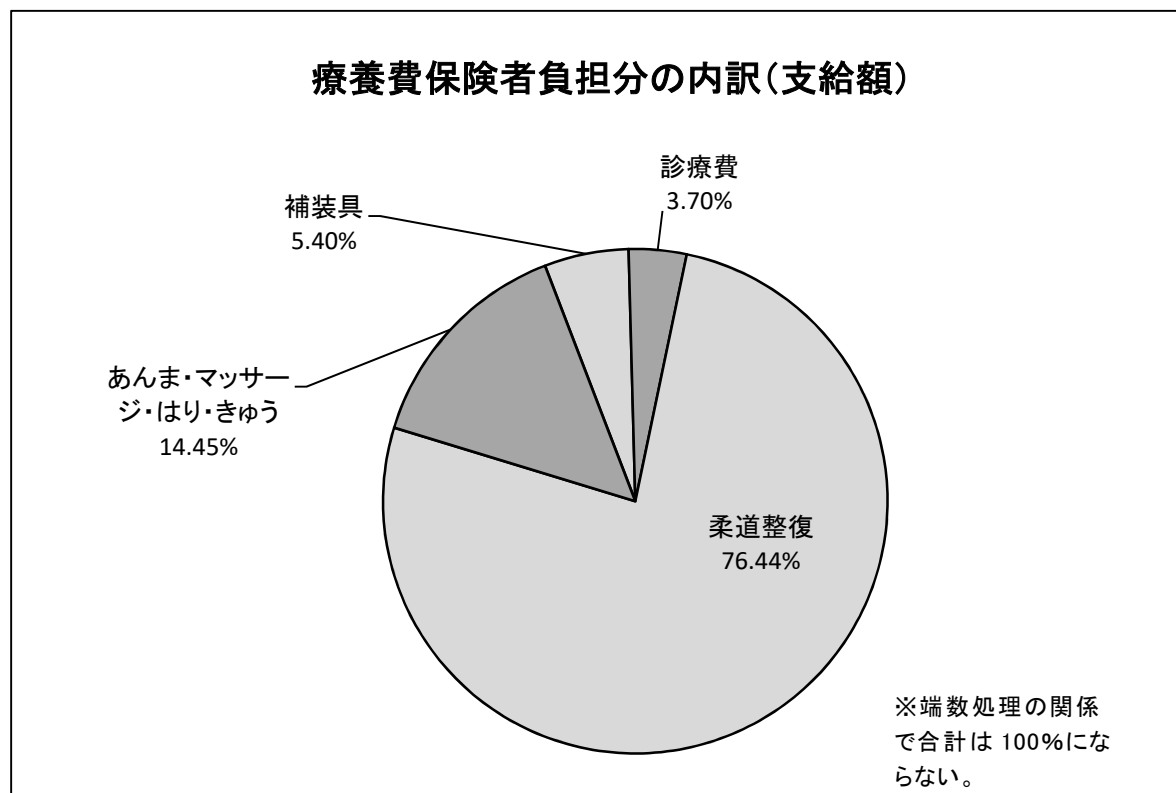
年度/区分		年間一人当たりの 療養費 <A/B> (円)	年間一件当たりの 療養費 <A/C> (円)	年間一人当たりの 療養費の伸び率 (%)
26	一般	7,213	10,667	0.51
	退職	6,792	9,489	-10.57
	全体	7,201	10,634	0.17
27	一般	6,830	10,581	-5.31
	退職	7,284	9,661	7.26
	全体	6,840	10,557	-5.02
28	一般	6,453	10,585	-5.52
	退職	8,209	10,066	12.69
	全体	6,480	10,575	-5.26
29	一般	5,558	10,523	-13.87
	退職	8,249	10,201	0.49
	全体	5,582	10,518	-13.86
30	一般	5,736	10,367	3.21
	退職	14,824	13,087	79.70
	全体	5,772	10,389	3.39

移送費

年度/区分	件数 (件)	費用 (円)
26	一般	0
	退職	0
	計	0
27	一般	1
	退職	0
	計	59,000
28	一般	0
	退職	0
	計	0
29	一般	0
	退職	0
	計	0
30	一般	0
	退職	0
	計	0

療養費保険者負担分の内訳

区 分		件数 (件)	保険者負担額 (円)
補装具 (コルセット等の補装 具を購入したとき)	一般	659	18,576,570
	退職	6	155,813
	計	665	18,732,383
診療費 (やむを得ない理由により被保険者証 を提示しないで治療を受けたとき)	一般	991	12,824,338
	退職	0	0
	計	991	12,824,338
柔道整復 (骨折やねんざなどで接骨院 において施術を受けたとき)	一般	41,219	262,580,452
	退職	312	2,379,074
	計	41,531	264,959,526
医師の指示によるあんま・マッサ ージ・はり・きゅう	一般	2,644	49,269,119
	退職	49	827,096
	計	2,693	50,096,215
計	一般	45,513	343,250,479
	退職	367	3,361,983
	計	45,880	346,612,462



6 高額療養費

(1) 高額療養費

被保険者が1か月間に受けた療養（食事療養は除く）に係る一部負担金が下表の金額を超えた場合に、その超えた額を申請により世帯主に支給する。

70歳未満の自己負担限度額（同じ医療機関で同じ月に21,000円以上自己負担したものを合算）

所得要件(世帯)	区分	世帯自己負担限度額	
			多数該当 ※4
所得901万円超の世帯、または未申告者がいる世帯	上位所得世帯(ア)	252,600円+1% ※1	140,100円
所得600万円超～901万円以下の世帯	上位所得世帯(イ)	167,400円+1% ※2	93,000円
所得210万円超～600万円以下の世帯	課税世帯(ウ)	80,100円+1% ※3	44,400円
所得210万円以下の世帯	課税世帯(エ)	57,600円	44,400円
住民税非課税の世帯	非課税世帯(オ)	35,400円	24,600円

70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額

所得要件(世帯)	区分	自己負担限度額	
		個人単位 (外来)	世帯単位(入院+外来)
課税所得690万円以上の世帯に属する方	現役並み 所得者Ⅲ		252,600 円 + 1% ※1 (多数該当 140,100 円) ※4
課税所得380万円以上～690万円未満の世帯に属する方	現役並み 所得者Ⅱ		167,400 円 + 1% ※2 (多数該当 93,000 円) ※4
課税所得145万円以上～380万円未満の世帯に属する方	現役並み 所得者Ⅰ		80,100 円 + 1% ※3 (多数該当 44,400 円) ※4
課税所得145万円未満の世帯に属する方	一般	18,000 円 ※5	57,600 円 (多数該当 44,400 円) ※4
住民税非課税世帯に属する方	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
住民税非課税世帯でかつ全員の所得が 0 円 (年金収入80万円以下)	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 総医療費(10割分)が 842,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算

※2 総医療費(10割分)が 558,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算

※3 総医療費(10割分)が 267,000 円を超えた場合、超えた額の 1%を加算

※4 過去12ヵ月間に4回以上高額療養費に該当した場合に適用される限度額。

ただし、70 歳以上 75 歳未満の外来のみの高額療養費は、多数該当の回数には含まれない。

※5 1年間(8月1日～翌年7月31日)の外来自己負担額が 144,000 円を超えた場合、超過分は後日還付対象となる。

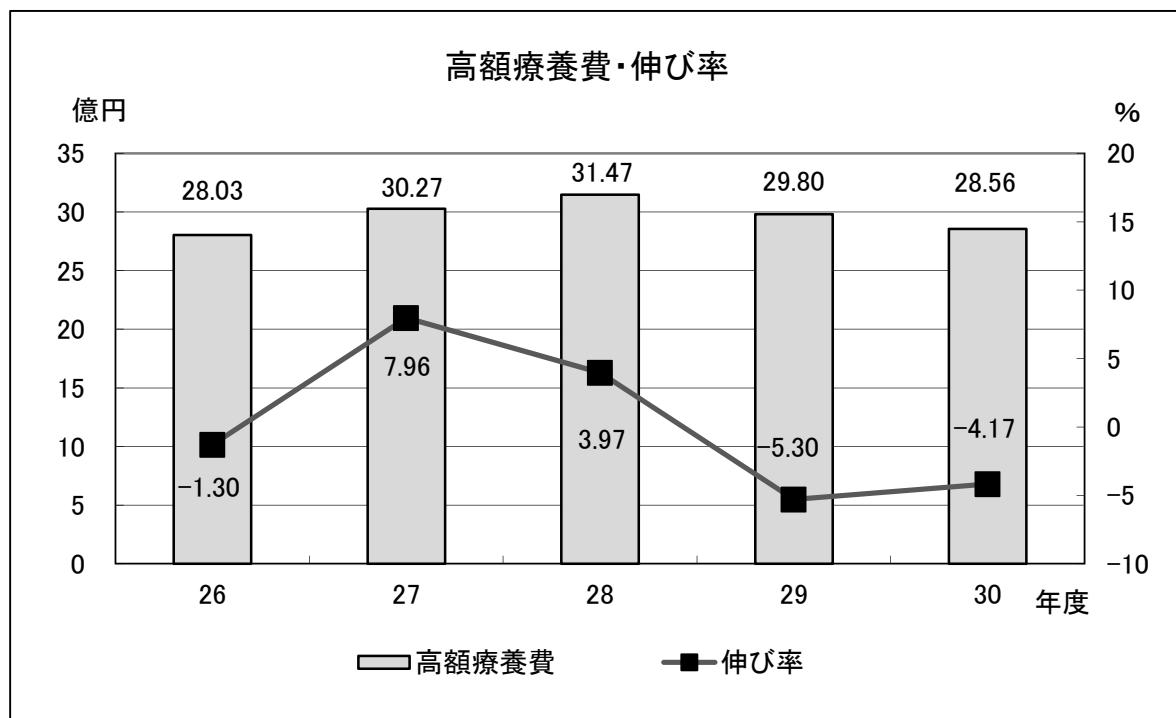
(2) 限度額適用認定証

事前に「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を受けて、受診の際に医療機関へ提示すると、1か月の1医療機関ごと(入院と外来は別計算)の医療費の支払いが(1)の自己負担限度額までとなる。

なお、保険料の滞納がある場合、原則として証は交付しない。

高額療養費

年度/区分		件数 (件)	高額療養費 (円)	一件当たり高額療養費 (円)	高額療養費伸び率 (%)
26	一般	47,220	2,691,107,015	56,991	-0.13
	退職	1,263	112,307,359	88,921	-22.97
	計	48,483	2,803,414,374	57,823	-1.30
27	一般	49,891	2,916,099,114	58,449	8.36
	退職	1,132	110,546,116	97,656	-1.57
	計	51,023	3,026,645,230	59,319	7.96
28	一般	53,712	3,074,357,196	57,238	5.43
	退職	814	72,349,643	88,882	-34.55
	計	54,526	3,146,706,839	57,710	3.97
29	一般	52,396	2,934,400,997	56,004	-4.55
	退職	443	45,634,416	103,012	-36.93
	計	52,839	2,980,035,413	56,398	-5.30
30	一般	48,966	2,836,083,990	57,919	-3.35
	退職	212	19,609,367	92,497	-57.03
	計	49,178	2,855,693,357	58,069	-4.17

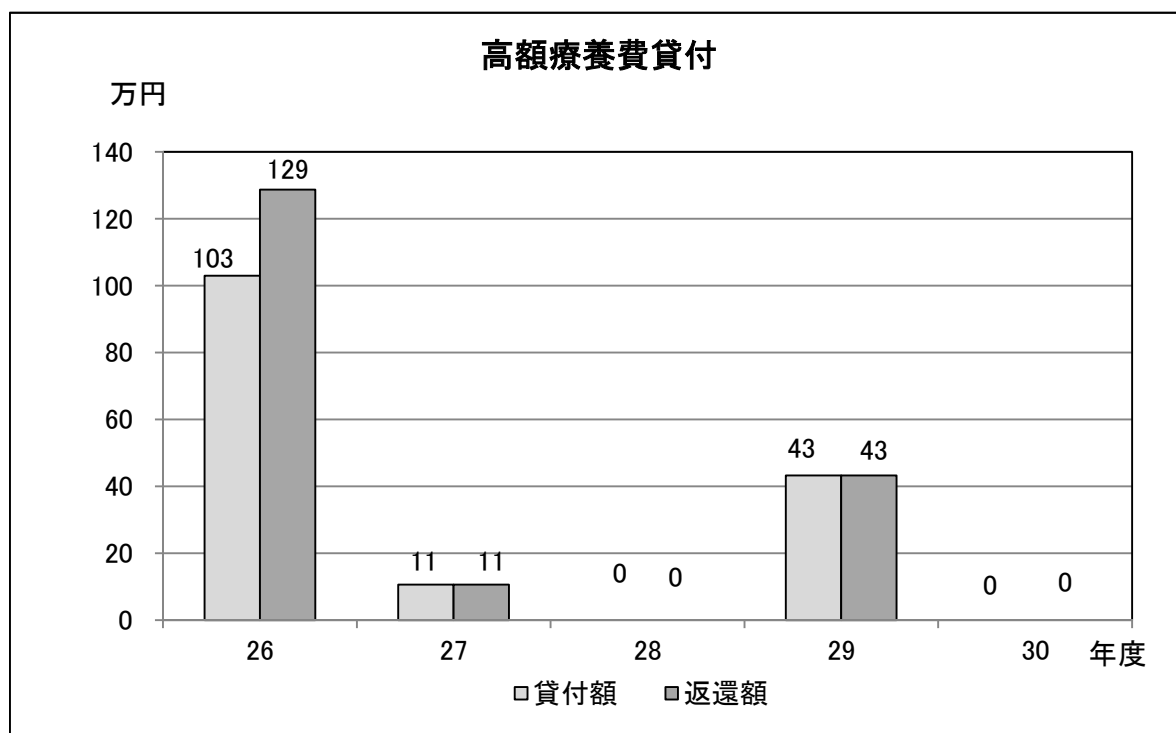


(3) 高額療養費貸付

医療費の支払いが一時的に困難であり、かつ高額療養費の支給見込みのある被保険者（世帯主）に対して貸付を行っている。

- ① 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割以内の額
- ② 返済 高額療養費の支給をもって充てる
- ③ 利子 無利子
- ④ 保証人 不要

年度	貸付額		返還額		基金額 (円)	一件当たり 貸付額 (円)
	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)		
26	1,029,000	12	1,287,000	17	10,000,000	85,750
27	106,000	1	106,000	1	10,000,000	106,000
28	0	0	0	0	10,000,000	0
29	432,000	3	432,000	3	10,000,000	144,000
30	0	0	0	0	10,000,000	0



※ひと月の一医療機関での医療費の支払いは、70歳以上の者は高額療養費の限度額までであったが、平成19年4月からは70歳未満の者も限度額適用認定証の交付を受け、提示することにより同様の取り扱いがされることとなった。さらに、平成24年度からは外来診療にも適用されることになり、被保険者が一時的に高額な費用を調達する必要が減少した。しかし、限度額適用認定証の交付を受けていなかったり、複数の医療機関で高額な医療を受けているなどの理由により、限度額を超えて医療費を支払う必要がある被保険者がいるため、その療養を確保するための制度として存続している。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費等を差し引いたあとの医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が年間の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を世帯主に支給する。

年度	件数 (件)	支給額 (円)
26	81	2,425,929
27	34	943,539
28	156	3,727,608
29	229	8,751,410
30	116	4,211,221

(5) 特定疾病療養受療証 (高額長期疾病)

高額の治療を長期に継続する必要がある病気 (人工透析の必要な慢性腎不全や、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症など) の患者について、自己負担限度額1万円 (70歳未満の上位所得世帯の人工透析は2万円) を超える額を支給する。

7 その他の保険給付

(1) 出産育児一時金

被保険者が出産した場合に出産児一人につき42万円を世帯主に支給する。妊娠85日以上であれば死産・流産の場合も支給する。

平成21年10月から、医療機関が被保険者に代わって支給申請及び受取を直接保険者で行う直接支払制度が始まった。また、平成23年度からは、小規模医療機関等を対象とした受取代理制度が始まった。これらを利用すると、一旦高額な出産費用を調達する必要がなくなり、被保険者の経済的負担を軽減することができる。

(2) 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に7万円を支給する。

(3) 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を受けている者で、住民税が非課税 (20歳未満の場合はその世帯主が非課税) の場合、自己負担額 (医療費の5パーセント) を支給する。

(4) 精神医療給付金

障害者自立支援法（精神通院医療）の適用を受けている者で、国民健康保険世帯員全員の住民税が非課税の場合、医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給する。

その他の保険給付

年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金	
	件数（件）	給付額（円）	件数（件）	給付額（円）	件数（件）	給付額（円）
26	463	194,460,000	521	36,470,000	23,461	28,399,007
27	453	190,260,000	503	35,175,000	24,197	28,925,001
28	434	182,280,000	477	33,460,000	25,117	29,580,269
29	378	158,760,000	473	33,145,000	25,488	30,372,956
30	314	131,880,000	450	31,500,000	26,169	30,602,348

8 不当利得・不正利得・公害求償・第三者行為

(1) 不当利得

社会保険への加入や転出等の理由により資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。

(2) 不正利得

被保険者証の不正使用、偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全額又は一部を徴収する。

また、保険医療機関等における不正請求について、当該機関に対し返還を求める。

(3) 公害求償

公害健康被害補償法に基づく補償給付は、国保法に基づく保険給付に優先する。公害健康被害補償法に基づき公害病と認定された被保険者が、公害医療機関以外の医療機関で保険診療を受けた場合、保険給付した金額について求償する。

(4) 第三者行為

交通事故等第三者の行為によって生じた負傷について被保険者が治療を受けた場合、保険給付した額を被保険者に代わって第三者に請求する。

不当利得（現年分+滞線分）

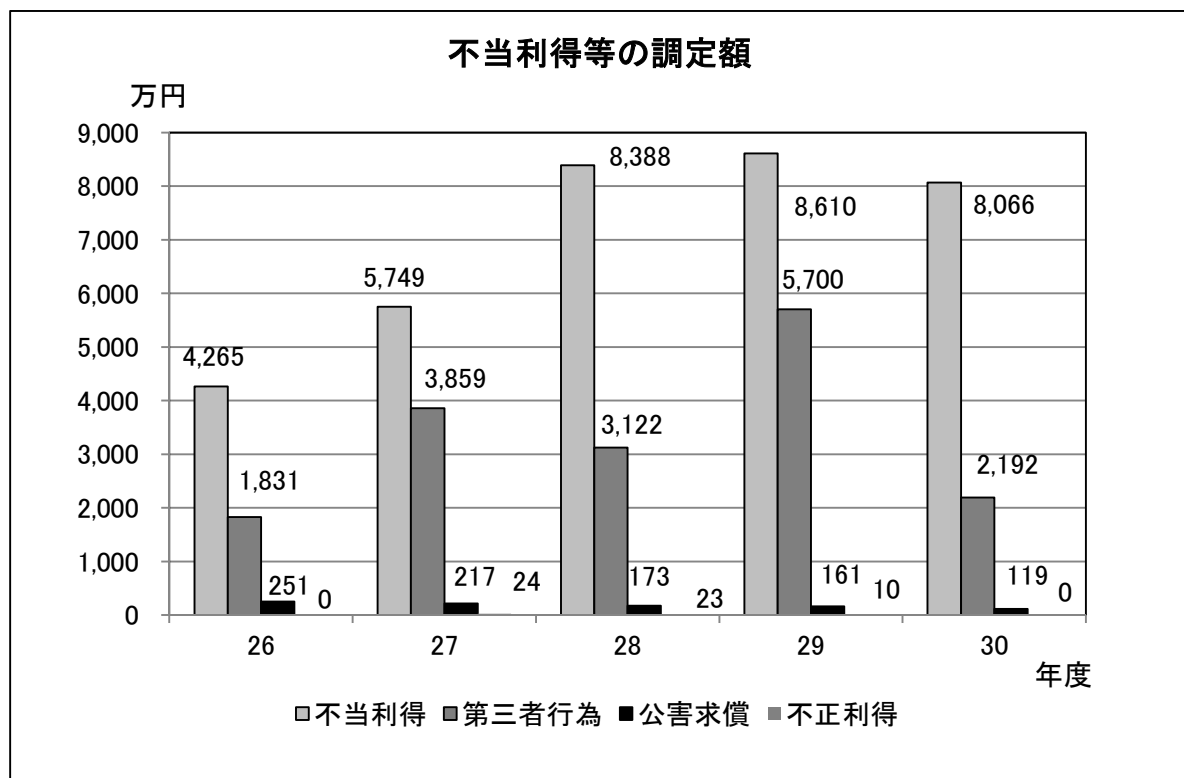
年度/区分		返還請求額		収納額		収納率	
		件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（%）	金額（%）
26	一般	5,019	41,704,896	1,251	10,909,116	24.93	26.16
	退職	45	940,769	16	556,581	35.56	59.16
	計	5,064	42,645,665	1,267	11,465,697	25.02	26.89
27	一般	5,115	57,032,884	1,279	15,891,157	25.00	27.86
	退職	38	453,614	12	75,558	31.58	16.66
	計	5,153	57,486,498	1,291	15,966,715	25.05	27.77
28	一般	5,805	83,433,989	1,968	34,641,330	33.90	41.52
	退職	30	446,410	13	82,303	43.33	18.44
	計	5,835	83,880,399	1,981	34,723,633	33.95	41.40
29	一般	6,281	85,725,373	2,437	45,114,701	38.80	52.63
	退職	20	370,757	4	11,921	20.00	3.22
	計	6,301	86,096,130	2,441	45,126,622	38.74	52.41
30	一般	6,026	80,625,540	2,170	44,648,237	36.01	55.38
	退職	9	35,639	6	17,689	66.67	49.63
	計	6,035	80,661,179	2,176	44,665,926	36.06	55.37

第三者行為・公害求償（現年分+滞繰分）

年度/区分			調定額		収納額		収納率	
			件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
26	第三者行為	一般	176	15,717,946	176	15,717,946	100.00	100.00
		退職	22	2,589,461	22	2,589,461	100.00	100.00
		小計	198	18,307,407	198	18,307,407	100.00	100.00
	公害求償	一般	257	2,459,969	257	2,459,969	100.00	100.00
		退職	3	52,836	3	52,836	100.00	100.00
		小計	260	2,512,805	260	2,512,805	100.00	100.00
	合計		458	20,820,212	458	20,820,212	100.00	100.00
27	第三者行為	一般	556	38,592,852	521	36,368,903	93.71	94.24
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	556	38,592,852	521	36,368,903	93.71	94.24
	公害求償	一般	246	2,170,462	246	2,170,462	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	246	2,170,462	246	2,170,462	100.00	100.00
	合計		802	40,763,314	767	38,539,365	95.64	94.54
28	第三者行為	一般	408	30,153,199	401	25,531,042	98.28	84.67
		退職	7	1,070,114	7	1,070,114	100.00	100.00
		小計	415	31,223,313	408	26,601,156	98.31	85.19
	公害求償	一般	233	1,734,072	233	1,734,072	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	233	1,734,072	233	1,734,072	100.00	100.00
	合計		648	32,957,385	641	28,335,228	98.91	85.97
29	第三者行為	一般	868	56,999,896	858	52,357,739	98.85	91.86
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	868	56,999,896	858	52,357,739	98.85	91.86
	公害求償	一般	230	1,614,529	230	1,614,529	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	230	1,614,529	230	1,614,529	100.00	100.00
	合計		1,098	58,614,425	1,088	53,972,268	99.08	92.08
30	第三者行為	一般	282	21,904,503	259	13,377,908	91.84	61.07
		退職	1	12,866	1	12,866	100.00	100.00
		小計	283	21,917,369	260	13,390,774	91.87	61.10
	公害求償	一般	174	1,188,548	174	1,188,548	100.00	100.00
		退職	0	0	0	0	-	-
		小計	174	1,188,548	174	1,188,548	100.00	100.00
	合計		457	23,105,917	434	14,579,322	94.97	63.10

不正利得(現年分+滞繰分)

年度/区分		調定額		収納額		収納率	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (%)	金額 (%)
26	一般	0	0	0	0	-	-
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-
27	一般	1	235,053	1	235,053	100.00	100.00
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	1	235,053	1	235,053	100.00	100.00
28	一般	1	230,867	1	230,867	100.00	100.00
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	1	230,867	1	230,867	100.00	100.00
29	一般	3	102,681	3	102,681	100.00	100.00
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	3	102,681	3	102,681	100.00	100.00
30	一般	0	0	0	0	-	-
	退職	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	-	-



9 一部負担金の減免

災害その他特別な事情により一部負担金の支払いができない場合、一部負担金の減額又は免除ができる。

年度	件数 (件)	金額 (円)	一件当たりの金額 (円)
26	0	0	0
	77	432,729	5,619
27	0	0	0
	89	302,016	3,393
28	0	0	0
	71	165,015	2,324
29	0	0	0
	19	52,167	2,746
30	0	0	0
	29	67,544	2,329

※ 下段は、東日本大震災に関連する減免。

10 医療費適正化

(1) 診療報酬明細書点検調査効果集計

医療費の適正化を図るため、診療報酬明細書（レセプト）の点検を全件行い、点検結果によっては再審査請求、第三者求償を行っている。

平成 30 年度 点検の内容

区分	診療報酬保険者負担総額		レセプト一枚当たりの金額 (円)
	枚数 (枚)	金額 (千円)	
一般	1,266,099	22,672,436	17,907
退職	7,277	137,308	18,869
計	1,273,376	22,809,744	17,913

平成 30 年度 点検の効果

区分	資格点検調査による効果		内容点検調査による効果		合計	
	枚数 (枚)	金額 (千円)	枚数 (枚)	金額 (千円)	枚数 (枚)	金額 (千円)
一般	5,440	43,049	8,912	103,261	14,352	146,310
退職	22	118	121	2,794	143	2,912
計	5,462	43,167	9,033	106,055	14,495	149,222

(2) 医療費通知

医療保険制度への理解を深め、医療費の適正化につなげるため 15 歳以上の被保険者へ、医療機関等を受診した医療費について、年 2 回通知している。

平成 30 年度 件数 110,433 件

(3) ジェネリック医薬品の普及啓発

全ての国保加入世帯にジェネリック医薬品希望カードを配布するほか、生活習慣病や慢性疾患などで先発医薬品を服用している被保険者へ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額を年 2 回通知している。

平成 30 年度 件数 9,839 件

第6 保険料

1 保険料

保険料は、「基礎賦課額」、後期高齢者医療制度を支援するための「後期高齢者支援金等賦課額」、40歳以上65歳未満の加入者に賦課される「介護納付金賦課額」で構成されている。

また、それぞれに所得にかかわらず全員に賦課される「均等割」と所得に応じて賦課される「所得割」がある。

保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。このため、国民健康保険加入者でない世帯主が保険料の納付義務者になることがある。このような世帯主を「擬制世帯主」という。

平成23年度から、保険料の所得割額の算定方法が変わり、これまでの「住民税方式」から、税制改正等の影響を受けにくく所得や医療制度の変動がない限り賦課される保険料額が安定する「旧ただし書き方式」に変更となった。

この算定方法の変更に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、激変を緩和するため、保険料軽減の経過措置を2年間（平成23・24年度）実施した。

また、平成25年度から、これまでの経過措置の状況を踏まえ、住民税非課税者に対し、新たな減額措置を2年間（平成25・26年度）実施した。

平成30年度から、国保制度改正により、東京都が算定する納付金を基に各区市町村に標準保険料率を提示し、各区市町村が保険料を算定する仕組みに改められた。

特別区においては、特別区の基準保険料率を参考に各区独自の対応も可という運用となった。

平成30年度の保険料は、次の計算方法で算出する。

	均等割	所得割
医療分	世帯の加入者数×39,000円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×7.32%
支援金分	世帯の加入者数×12,000円	世帯の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×2.22%
介護分	40～64歳の加入者数×15,600円	40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得金額×1.34%

※賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

2 保険料率

保険料率

年度	区分	所得割料率	均等割額（円）	賦課限度額（円）
26	医療分	6.30%	32,400	510,000
	支援分	2.17%	10,800	160,000
	介護分	1.81%	15,300	140,000
27	医療分	6.45%	33,900	520,000
	支援分	1.98%	10,800	170,000
	介護分	1.56%	14,700	160,000
28	医療分	6.86%	35,400	540,000
	支援分	2.02%	10,800	190,000
	介護分	1.54%	14,700	160,000
29	医療分	7.47%	38,400	540,000
	支援分	1.96%	11,100	190,000
	介護分	1.59%	15,600	160,000
30	医療分	7.32%	39,000	580,000
	支援分	2.22%	12,000	190,000
	介護分	1.34%	15,600	160,000

3 一人当たり・一世帯当たりの保険料

一人当たりの保険料

年度／区分	調定額（円）	収納額（円）
26	一般	86,479
	退職	108,282
	全体	87,065
27	一般	87,532
	退職	94,174
	全体	87,679
28	一般	91,889
	退職	90,685
	全体	91,871
29	一般	96,739
	退職	86,813
	全体	96,649
30	一般	99,923
	退職	89,023
	全体	99,881

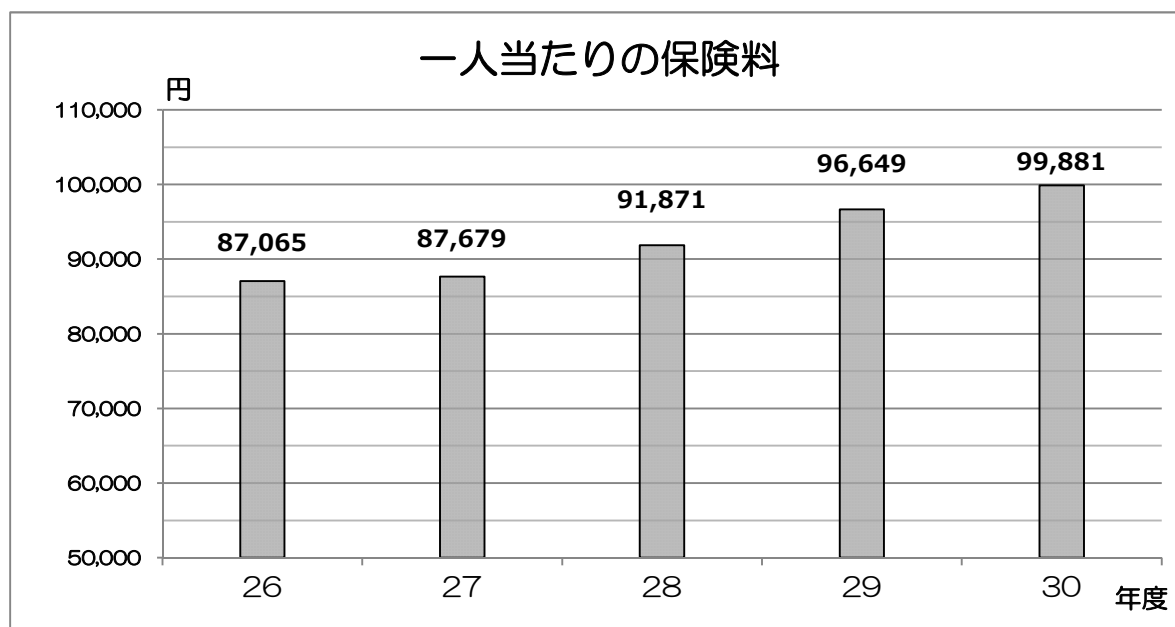
一世帯当たりの保険料

年度	調定額（円）	収納額（円）
26 (全体)	130,058	108,776
27 (全体)	128,689	109,235
28 (全体)	132,166	112,207
29 (全体)	135,788	114,973
30 (全体)	137,914	116,659

※一人当たりの保険料＝保険料総額（介護分を除く）÷ 年間平均被保険者数

※一世帯当たりの保険料＝保険料総額（介護分を除く）÷ 年間平均世帯数

※収納額は還付未済額を差し引いた額である。



4 保険料収納状況

現年度分＋滞納繰越分

単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
26	一般	11,556,184,148	8,299,359,083	21,132,854	3,277,957,919	640,264,285
	退職	413,983,127	332,519,701	12,262	81,475,688	12,224,175
	計	11,970,167,275	8,631,878,784	21,145,116	3,359,433,607	652,488,460
27	一般	11,377,175,595	8,374,905,699	23,050,657	3,025,320,553	544,295,575
	退職	292,747,334	244,611,522	86,220	48,222,032	5,867,476
	計	11,669,922,929	8,619,517,221	23,136,877	3,073,542,585	550,163,051
28	一般	11,386,010,797	8,434,555,245	23,700,222	2,975,155,774	515,898,372
	退職	190,587,728	160,424,841	97,726	30,260,613	2,960,341
	計	11,576,598,525	8,594,980,086	23,797,948	3,005,416,387	518,858,713
29	一般	11,374,853,170	8,386,720,203	24,739,144	3,012,872,111	553,946,998
	退職	106,646,557	86,989,468	52,903	19,709,992	4,928,315
	計	11,481,499,727	8,473,709,671	24,792,047	3,032,582,103	558,875,313
30	一般	11,236,845,232	8,307,427,625	23,733,813	2,953,151,420	518,008,844
	退職	47,675,281	38,036,945	2,218	9,640,554	2,576,382
	計	11,284,520,513	8,345,464,570	23,736,031	2,962,791,974	520,585,226

※還付未済額とは、過誤納付による還付金の未済額をいう。

※未収額＝調定額－収納額＋還付未済額

現年度分

単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
26	一般	9,054,120,104	7,547,714,107	19,033,895	1,525,439,892	0
	退職	353,288,979	308,161,791	0	45,127,188	0
	計	9,407,409,083	7,855,875,898	19,033,895	1,570,567,080	0
27	一般	8,912,708,341	7,534,949,476	21,088,705	1,398,847,570	0
	退職	244,333,391	223,568,363	69,684	20,834,712	0
	計	9,157,041,732	7,758,517,839	21,158,389	1,419,682,282	0
28	一般	9,028,157,349	7,642,070,464	21,460,808	1,407,547,693	0
	退職	156,238,669	146,251,887	87,162	10,073,944	0
	計	9,184,396,018	7,788,322,351	21,547,970	1,417,621,637	0
29	一般	8,990,213,214	7,605,248,348	21,917,700	1,406,882,566	0
	退職	82,496,031	76,807,618	32,713	5,721,126	0
	計	9,072,709,245	7,682,055,966	21,950,413	1,412,603,692	0
30	一般	8,848,145,903	7,486,263,415	20,679,754	1,382,562,242	0
	退職	34,144,294	31,720,888	0	2,423,406	0
	計	8,882,290,197	7,517,984,303	20,679,754	1,384,985,648	0

滞納繰越分

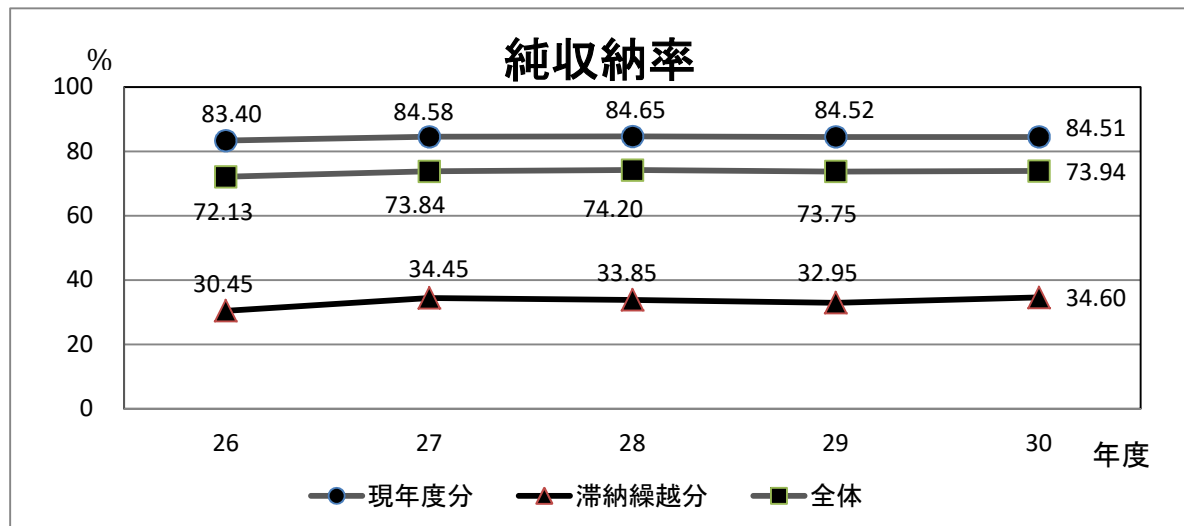
単位 円

年度/区分		調定額	収納額	還付未済額	未収額	不納欠損額
26	一般	2,502,064,044	751,644,976	2,098,959	1,752,518,027	640,264,285
	退職	60,694,148	24,357,910	12,262	36,348,500	12,224,175
	計	2,562,758,192	776,002,886	2,111,221	1,788,866,527	652,488,460
27	一般	2,464,467,254	839,956,223	1,961,952	1,626,472,983	544,295,575
	退職	48,413,943	21,043,159	16,536	27,387,320	5,867,476
	計	2,512,881,197	860,999,382	1,978,488	1,653,860,303	550,163,051
28	一般	2,357,853,448	792,484,781	2,239,414	1,567,608,081	515,898,372
	退職	34,349,059	14,172,954	10,564	20,186,669	2,960,341
	計	2,392,202,507	806,657,735	2,249,978	1,587,794,750	518,858,713
29	一般	2,384,639,956	781,471,855	2,821,444	1,605,989,545	553,946,998
	退職	24,150,526	10,181,850	20,190	13,988,866	4,928,315
	計	2,408,790,482	791,653,705	2,841,634	1,619,978,411	558,875,313
30	一般	2,388,699,329	821,164,210	3,054,059	1,570,589,178	518,008,844
	退職	13,530,987	6,316,057	2,218	7,217,148	2,576,382
	計	2,402,230,316	827,480,267	3,056,277	1,577,806,326	520,585,226

純収納率

年度	現年分 (%)	滞繰分 (%)	全体 (%)
26	83.40	30.45	72.13
27	84.58	34.45	73.84
28	84.65	33.85	74.20
29	84.52	32.95	73.75
30	84.51	34.60	73.94

※純収納率 = (収納額 - 還付未済額) ÷ (調定額 - 居所不明者分の調定額) × 100
 ※居所不明者とは、住民登録があっても実際は居住していない者のことをいう。

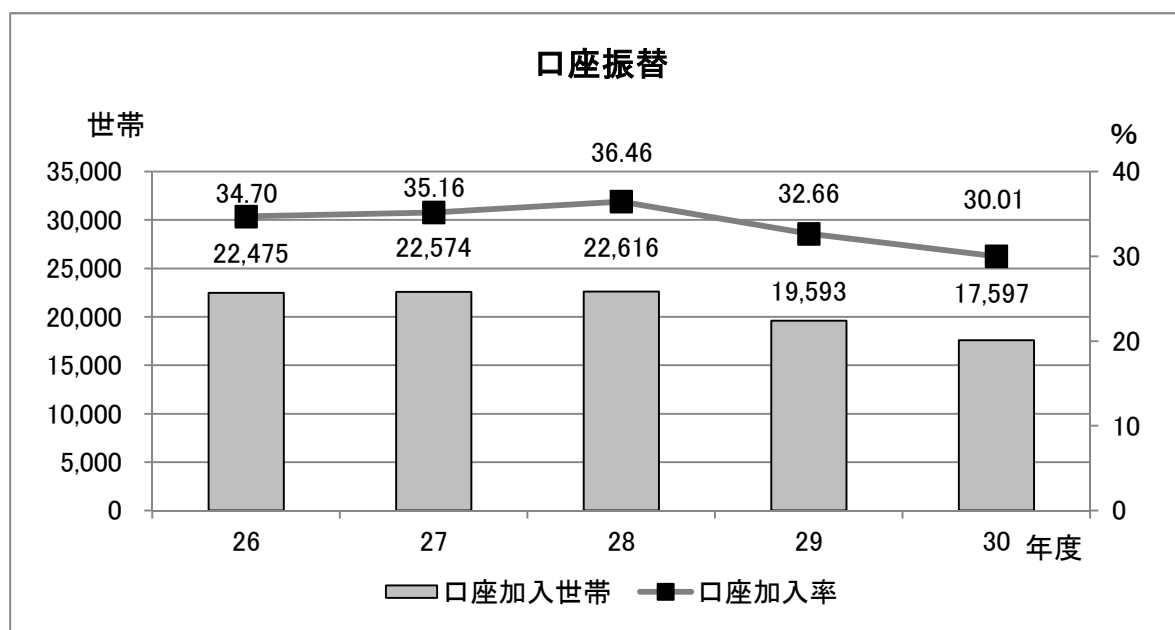


5 口座振替

口座振替加入状況

年度末現在

年度	加入世帯数	口座加入世帯数	口座加入率 (%)
26	64,772	22,475	34.70
27	64,198	22,574	35.16
28	62,027	22,616	36.46
29	59,985	19,593	32.66
30	58,642	17,597	30.01



6 特別徴収

平成 21 年 10 月から、国民健康保険保険料の特別徴収（年金からの差し引きによる納付）が開始された。対象者は 65 歳～74 歳の世帯主の一部である。

年度末現在

年度	国民健康保険加入世帯数	特別徴収世帯数	特別徴収率 (%)
26	64,772	5,752	8.88
27	64,198	5,914	9.21
28	62,027	5,746	9.26
29	59,985	4,425	7.38
30	58,642	5,422	9.25

7 保険料の減額賦課・減免

(1) 保険料均等割額の減額（減額賦課）

前年の総所得金額が一定基準以下の世帯に対して、保険料の均等割額が7割・5割・2割減額される。なお、平成26年度より減額割合の一定基準が見直された。

前年の所得が下記金額以下の世帯	減額割合
33万円	7割
33万円＋（27.5万×国保加入者数※）	5割
33万円＋（50万×国保加入者数※）	2割

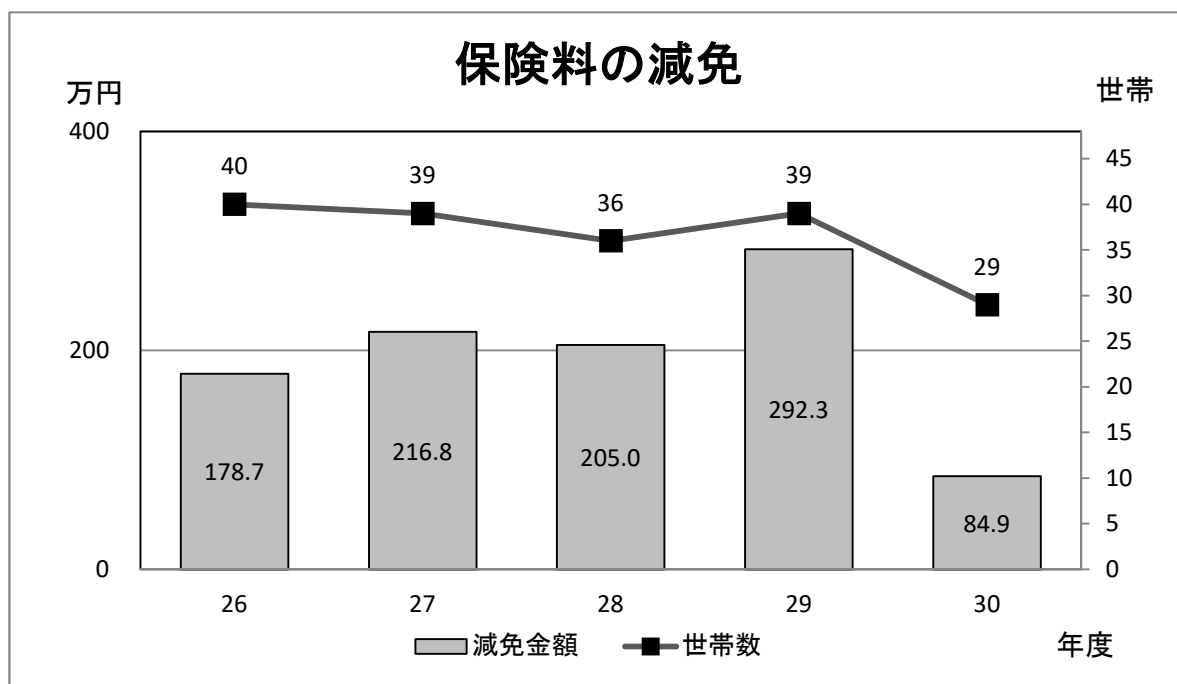
※国保加入者数には、旧国保被保険者（後期高齢者医療制度に切り替わる前に国保に加入していた者で引き続き同じ世帯に属する者）を含む。

年度/ 区分	7割減額		5割減額		2割減額		合計		
	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	世帯数	金額（円）	
26	一般	21,463	510,075,090	6,248	155,016,450	5,962	62,568,180	33,673	727,659,720
	退職	420	13,538,070	171	6,181,650	140	2,154,060	731	21,873,780
	計	21,883	523,613,160	6,419	161,198,100	6,102	64,722,240	34,404	749,533,500
27	一般	22,604	547,747,608	6,809	174,316,763	5,882	64,034,275	35,295	786,098,646
	退職	362	12,106,229	166	5,796,862	94	1,622,680	622	19,525,771
	計	22,966	559,853,837	6,975	180,113,625	5,976	65,656,955	35,917	805,624,417
28	一般	22,553	560,701,190	6,790	175,811,150	5,916	64,969,030	35,259	801,481,370
	退職	215	7,650,825	100	3,857,125	71	1,181,770	386	12,689,720
	計	22,768	568,352,015	6,890	179,668,275	5,987	66,150,800	35,645	814,171,090
29	一般	23,074	604,806,720	6,603	180,918,400	5,456	63,102,080	35,133	848,827,200
	退職	107	4,471,040	69	2,832,000	39	745,600	215	8,048,640
	計	23,181	609,277,760	6,672	183,750,400	5,495	63,847,680	35,348	856,875,840
30	一般	23,481	615,888,000	6,576	180,386,375	5,366	60,836,750	35,423	857,111,125
	退職	31	1,783,600	21	1,205,750	9	265,850	61	3,255,200
	計	23,512	617,671,600	6,597	181,592,125	5,375	61,102,600	35,484	860,366,325

(2) 保険料の減免

災害など特別な事情により、一時的に生活が著しく困難になり、保険料の支払ができなくなった世帯の申請により、保険料の一部について減免できる。

年度/区分		減額		免除		合計	
		世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)	世帯数	金額 (円)
26	一般	25	1,162,892	15	624,551	40	1,787,443
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	25	1,162,892	15	624,551	40	1,787,443
27	一般	27	1,594,564	12	573,154	39	2,167,718
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	27	1,594,564	12	573,154	39	2,167,718
28	一般	16	758,057	20	1,292,102	36	2,050,159
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	16	758,057	20	1,292,102	36	2,050,159
29	一般	18	1,267,984	21	1,654,576	39	2,922,560
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	18	1,267,984	21	1,654,576	39	2,922,560
30	一般	16	401,568	13	447,679	29	849,247
	退職	0	0	0	0	0	0
	計	16	401,568	13	447,679	29	849,247



(3) 非自発的失業者の軽減措置

<対象者>

- ① 特定受給資格者（倒産、解雇などによる離職。ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由番号は 11、12、21、22、31、32。）
- ② 特定理由離職者（雇い止めなどによる離職。同じく離職理由番号 23、33、34。）

<対象となる保険料>

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの期間。この期間内に再就職・再非自発的離職をした場合、一定の条件を満たせば、再び保険料軽減ができる。

<軽減>

前年の給与所得を 30/100 として保険料を算定する。

	被保険者数(人)
平成 26 年度	632
平成 27 年度	589
平成 28 年度	537
平成 29 年度	517
平成 30 年度	480

(4) 旧被扶養者減免

社会保険の被保険者が後期高齢医療制度に加入したことにより、その者の被扶養者だった者は、他の保険に加入する場合を除き、国民健康保険に加入することになり、新たに保険料の負担が生じる。

このため、当分の間、旧被扶養者に対する減免措置が講じられた。所得割は賦課されず、均等割は半額に減額される。

	被保険者数(人)	減免額(円)
平成 26 年度	225	7,132,290
平成 27 年度	230	7,023,112
平成 28 年度	254	8,459,614
平成 29 年度	271	8,780,625
平成 30 年度	279	8,580,099

第 7 財 政

1 用語

歳入

都 支 出 金	保険給付費等交付金 (普通交付金)	区市町村が行った保険給付の実績に応じ、区市町村の交付申請に基づき、その同額が交付される。市町村は受け取った給付を保険給付費に充てることとなり、市町村の行った保険給付費額と都道府県の行った普通交付金額は基本的に一致する。 現物給付分（診療報酬審査支払手数料を含む）は、毎月の実績分の交付（振替収支）を受け、現金給付分（療養費等）は四半期分を各期当初月に交付を受ける。
	保険給付費交付金 (特別交付金)	区市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整として交付される。 <ul style="list-style-type: none"> ■保険者努力支援分 保険者機能強化のため、医療費の適正化等の努力に対し、評価基準に基づいて算定し、交付。 ■調整交付金 災害やその他特別な事情等に要する費用について交付。 ■都繰入金（2号分） 国保事業の健全化に資する事業の実施状況や災害その他特別な事情等について交付。 事業健全化支援分（2号分）医療給付費の0.7%相当額 定率分・激変緩和（1号分）医療給付費の8.3%相当額 ■特定健診等負担金 基準単価で算定した特定健診・特定保健指導に要する費用の交付（国1/3、都1/3の合算額を交付）
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ■保険料軽減分 都3/4、区1/4 保険料軽減（応益分の7割、5割、2割）の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援する。 ■保険者支援分 国1/2、都1/4、区1/4 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援する。
	職員給与費等繰入金	国民健康保険事務の執行に要する経費。 一般財源として交付されるので、一般会計から繰入れる。
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給件数×支給基準額×2/3が交付される。 一般財源として交付されるので、一般会計から繰入れる。
	その他一般会計繰入金	国民健康保険事業会計における歳入不足分を一般会計から繰入れる。
	諸収入	公害、第三者行為等の求償した納付金等
	使用料及び手数料	保険料納付額証明書等の発行手数料
	一部負担金	科目存置
	繰越金	翌年度への繰越金

歳出

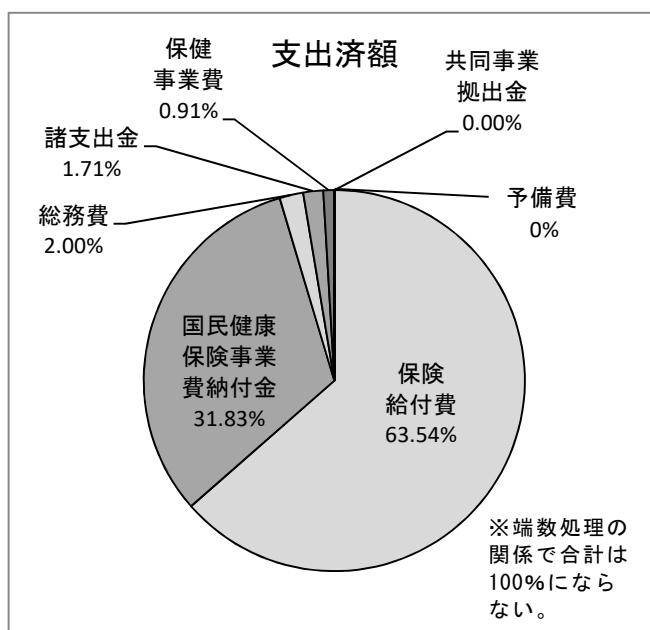
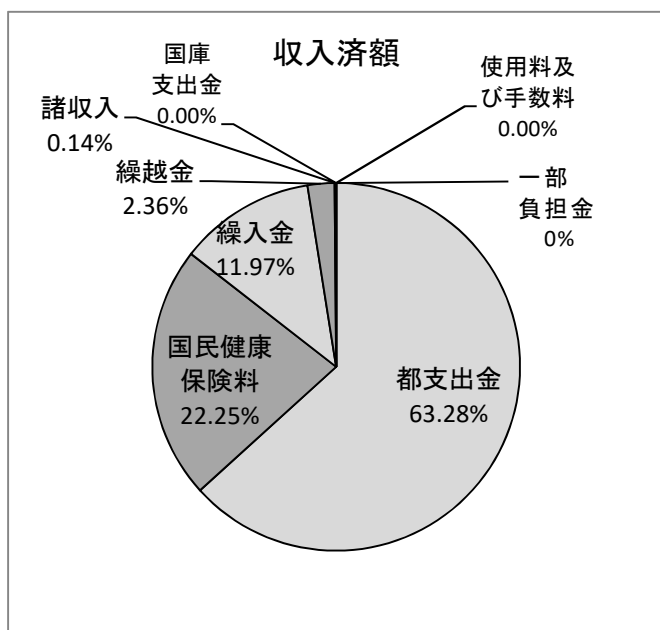
保険給付費	療養の給付費等、保険給付に要する費用
国民健康保険事業納付金	国保事業に要する費用に充てるため、都に納付する。 都は、医療給付費等の見込みを立て、公費等を除いた額を納付金総額とし、区市町村ごとの年齢構成の際を調整後の医療費水準と所得水準を反映し、区市町村ごとの納付金額を決定する。
共同事業拠出金	退職者医療制度の対象となる区内年金受給者権リスト及び磁気テープを作成し資格変更適用事務を実施するために国保連合会に支払う拠出金
保健事業費	特定健診、特定保健指導等の経費
諸支支出金	過年度保険料の過誤納還付に要する経費
総務費	事務費、職員給与費等国民健康保険事務の執行に要する経費

2 財政状況

(1) 平成30年度 決算収支状況

科目		予算現額(円)	収入済額(円)
歳入	都支出金	24,635,964,000	23,734,425,067
	国民健康保険料	8,214,036,000	8,345,464,570
	繰入金	4,526,927,000	4,487,946,144
	繰越金	885,442,000	885,442,297
	諸収入	60,688,000	54,020,873
	使用料及び手数料	168,000	169,800
	国庫支出金	60,000	53,000
	一部負担金	4,000	0
	歳入合計	38,323,289,000	37,507,521,751

科目		予算現額(円)	支出済額(円)
歳出	保険給付費	24,544,675,000	23,343,528,527
	国民健康保険事業費納付金	11,693,184,000	11,693,181,785
	総務費	791,161,000	735,791,387
	諸支出金	646,636,000	629,314,571
	保健事業費	347,626,000	335,947,303
	共同事業拠出金	7,000	3,689
	予備費	300,000,000	0
	歳出合計	38,323,289,000	36,737,767,262



(2) 年度別 歳入・歳出決算状況

歳入

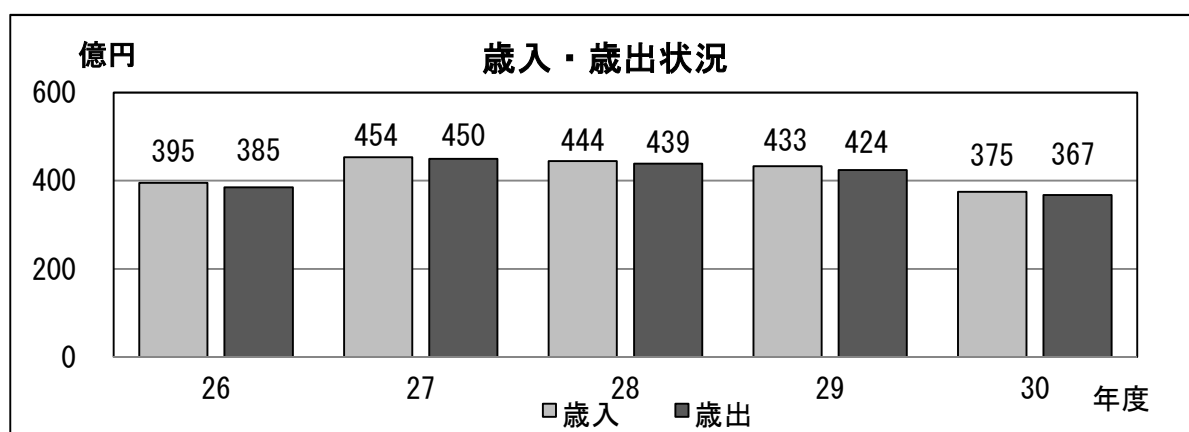
単位：円

科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
国民健康保険料	8,631,878,784	8,619,517,221	8,594,980,086	8,473,709,671	8,345,464,570
国庫支出金	9,175,892,829	9,054,821,153	8,843,837,229	8,963,015,807	53,000
都支出金	2,436,021,009	2,336,185,635	2,346,659,198	2,240,319,291	23,734,425,067
療養給付費等交付金	1,261,558,630	828,060,000	629,524,217	432,137,000	
前期高齢者交付金	8,285,092,997	8,675,612,721	7,947,185,439	8,307,615,428	
共同事業交付金	4,412,954,986	10,425,519,630	10,522,908,930	10,098,533,410	
繰入金	4,512,122,815	4,327,462,666	5,115,014,382	4,176,754,780	4,487,946,144
諸収入	41,671,472	58,527,090	56,089,435	90,406,165	54,020,873
使用料及び手数料	112,200	156,000	132,900	201,300	169,800
一部負担金	0	0	0	0	0
繰越金	751,816,296	1,024,376,920	369,671,574	523,987,737	885,442,297
歳入合計	39,509,122,018	45,350,239,036	44,426,003,390	43,306,680,589	37,507,521,751

歳出

単位：円

科目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保険給付費	25,602,638,524	26,311,136,950	25,554,426,145	24,356,157,026	23,343,528,527
後期高齢者支援金等	5,144,646,520	5,132,267,858	4,965,555,472	4,924,438,483	
前期高齢者納付金等	3,992,661	3,484,881	3,610,367	17,875,986	
介護納付金	2,193,748,594	1,991,179,046	1,877,420,744	1,849,596,353	
共同事業拠出金	4,171,420,356	10,106,098,973	10,262,995,047	9,901,392,885	3,689
保健事業費	372,936,274	368,825,708	361,731,932	350,186,449	335,947,303
諸支出金	414,071,956	445,565,967	202,299,567	268,574,212	629,314,571
老人保健拠出金	197,821	197,821	155,431	98,910	
総務費	581,092,392	621,810,258	673,820,948	752,917,988	735,791,387
予備費	0	0	0	0	0
国民健康保険事業費納付金					11,693,181,785
歳出合計	38,484,745,098	44,980,567,462	43,902,015,653	42,421,238,292	36,737,767,262



第 8 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から医療保険者に対し、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）と特定保健指導（以下「保健指導」という。）の実施が義務付けられた。

1 特定健診

(1) 平成30年度実施期間

40歳～74歳 6月1日～8月31日 指定医療機関で実施

※後期高齢者の健診は保険者である東京都後期高齢者医療広域連合が実施するものであるが、北区に委託されている。実施期間は9月7日～10月31日。

(2) 計画目標

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
特定健診受診目標率	51%	60%	47%	50%	53%
保健指導実施目標率	37%	60%	30%	35%	40%
特定保健指導対象者の減少率（平成20年度比）	—	10%減少	12%減少	15%減少	17%減少

※ 平成29年度までは第2期特定健診等実施計画。平成30年度からは第3期特定健診等実施計画により目標を設定している。

(3) 特定健診実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診券発送者(人)	67,797	66,024	63,868	59,937	57,056
受診者数(人)	29,383	28,739	27,677	26,643	25,363
受診率	43.3%	43.5%	43.3%	44.5%	44.5%

(4) 平成 30 年度メタボリックシンドローム判定

判定結果

年齢	メタボリックシンドローム						受診者に占めるメタボリックシンドロームの割合					
	該当者 (人)		予備群 (人)		該当者+予備群 (人)		該当者 (%)		予備群 (%)		該当者+予備群 (%)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40～44歳	81	19	116	22	197	41	13.7%	2.8%	19.6%	3.3%	33.2%	6.1%
45～49歳	141	41	160	58	301	99	17.8%	4.5%	20.2%	6.4%	38.1%	11.0%
50～54歳	193	39	164	58	357	97	23.5%	4.4%	20.0%	6.5%	43.5%	10.9%
55～59歳	225	75	170	73	395	148	27.8%	6.5%	21.0%	6.3%	48.8%	12.9%
60～64歳	340	146	200	105	540	251	32.6%	8.7%	19.2%	6.2%	51.7%	14.9%
65～69歳	826	401	513	307	1,339	708	32.9%	10.5%	20.4%	8.0%	53.3%	18.6%
70～74歳	1,241	739	713	452	1,954	1,191	32.6%	12.6%	18.7%	7.7%	51.3%	20.3%
合計	3,047	1,460	2,036	1,075	5,083	2,535	17.8%		12.3%		30.0%	

※メタボリックシンドローム非該当者とは、健康である者、血液検査ができなかった等の理由で健診項目が欠けていた者である。

2 保健指導

(1) 実施方法

指定医療機関及び外部委託で実施。

(2) 保健指導の実績（平成 30 年度は速報値）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用券交付者	動機づけ支援 (人)	2,320	2,289	2,274	2,169	2,104
	積極的支援 (人)	973	910	863	824	739
	計	3,293	3,199	3,137	2,993	2,843
保健指導終了者	動機づけ支援 (人)	553	474	441	426	309
	積極的支援 (人)	168	124	98	74	61
	計	721	598	539	500	370
利用券交付者の実施率	動機づけ支援	23.8%	20.7%	19.4%	19.6%	14.7%
	積極的支援	17.3%	13.6%	11.4%	9.0%	8.3%
	全体	21.9%	18.7%	17.2%	16.7%	13.0%

第9 保健事業

国民健康保険法第82条第1項等に基づき、北区国民健康保険被保険者・後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を目的として、各種施設と利用費軽減事業を実施している。

(1) 事業概要

① 「かんぽの宿」

日本郵政株式会社が所管する「かんぽの宿」と利用提携し、北区国保被保険者・後期高齢者医療制度加入者等が、1名1泊あたり500円引きで利用できる。

② 「日帰り温浴施設」

平成29年度より北区が利用提携を開始した「東京染井温泉Sakura」及び、東京都国民健康保険団体連合会が利用提携している「契約温泉施設（国保温泉センター）」を割引料金で利用できる。ただし、国保温泉センターについては、北区被保険者のみを割引の対象としている。

(2) 利用提携の状況

平成31年4月1日現在

対象施設	かんぽの宿 全国50か所	東京染井温泉 Sakura	国保温泉センター 4か所
割引適用期間	通年 (割引除外日を除く)	平日(月～金曜日) (割引除外日を除く)	通年 (割引除外日を除く)
割引除外日	定休日、ゴールデンウィーク、夏季、秋季、年末年始、 各施設の定める割引除外日・指定プラン等		
利用対象者	北区国民健康保険・ 後期高齢者医療制度 加入者本人と同伴の方 3名の計4名まで	北区国民健康保険・後期高齢 者医療制度被保険者及びそ の家族 割引券1枚につき1名 (中学生以上のみ)	北区国民健康保険被保険者 割引券1枚につき大人小人 合わせて3名まで

(3) 「かんぽの宿」利用状況

	利用者数(人)	施設数
27年度	50	59
28年度	24	50
29年度	43	50
30年度	36	50

第10 趣旨普及

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者に国民健康保険制度の趣旨を普及した。

1 区報（北区ニュース）

掲載号	タ イ ト ル
4月1日	◆平成30年度国民健康保険料の計算方法が決定しました ◆ 保険料納入通知書及び納付書は6月中旬に郵送します
4月10日	◆平成29年度国民健康保険料の完納のお願い ◆ 国民健康保険料休日納付相談
4月20日	◆ 保険証の返却のお願い
5月1日	◆ 特定健康診査等
5月20日	◆ 精神医療給付金 ◆ 結核医療給付金
6月1日	◆ 国民健康保険料納入通知書及び納付書をお送りします ◆ 倒産・解雇などによる離職者の方は申請により国民健康保険料が減額されます
6月20日	◆ 高額療養費の支給 ◆ 国保に加入の方の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付 ◆ 保険料の納付は口座振替にしましょう 簡単に登録できます
7月10日	◆ 新しい国民健康保険高齢受給者証をお送りします ◆ 平成30年度特定保健指導が始まりました
7月20日	◆ 国保と交通事故～国保で治療を受けるとき～
8月1日	◆ 保険料の納付には口座振替がオススメ
8月20日	◆ 医療費の減免～医療費がどうしても支払えないとき～
9月10日	◆ 休日納付相談（ワンストップ納付相談・国民健康保険料納付相談）
9月20日	◆ 国民健康保険の医療費のお知らせを9月下旬に被保険者の方にお送りします ◆ キャッシュカードによる口座振替登録（ペイジー口座振替受付サービス）
10月10日	◆ 国民健康保険料納付書をお送りします ◆ 国民健康保険料休日納付相談
10月20日	◆ 出産育児一時金の支給 ◆ 葬祭費の支給 ◆ ジェネリック医薬品個別差額通知を送付します
11月1日	◆ コンビニでも納付ができます
11月20日	◆ 高額療養費の支給 ◆ ワンストップ納付相談 税・保険料・保育料などの臨時の納付相談窓口を開設します

12月1日	◆ 国民健康保険料の「口座振替済のお知らせ」を12月13日（木）に発送します
12月20日	◆ 口座振替のおすすめ
1月20日	◆ 高額医療・高額介護合算制度 ◆ 70歳以上の方の外来年間合算（高額療養費）制度 ◆ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は社会保険料控除の対象になります
2月20日	◆ ジェネリック医薬品個別差額通知を送付します ◆ 療養費の支給 ◆ 国民健康保険の医療費のお知らせを2月下旬に被保険者の方にお送りします ◆ 保険料は納期限内に納めてください
3月1日	◆ 国民健康保険料休日納付相談 ◆ 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか
3月10日	◆ 国民健康保険加入・喪失の届出は「14日以内」に

2 国保だより

	発行年月日	作成部数	内 容
117号	平成30年6月	70,000	平成30年度国民健康保険料が決定しました／通知書の見方／保険料の軽減・減免制度／各種保養施設が割引でご利用になれます／「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について／国民健康保険料を滞納すると／保険料の納付には便利な口座振替（自動払込）をご利用ください
118号	平成30年10月	31,000	平成30年度10月期分から3月期分までの保険料の納付書をお送りします／国保を脱退するとき／北区の国保をやめた方は、必ず保険証をお返してください／口座振替がおすすめです／国民健康保険料は税控除の対象になります／75歳の誕生日当日から健康保険が変わります／納付のご相談はお早めに／交通事故や傷害事件にあったら／ジェネリック医薬品差額通知を送付します／柔道整復師の正しいかかり方／国保だより117号記事の訂正

3 その他

- (1) 平成31年度版「国保のしおり」 75,000部作成（全世帯配布）
- (2) 外国語版「国保のしおり」（2019）
7,000部作成（英語・中国語は2,000部、韓国語、ベトナム語、ネパール語は各1,000部）

第 11 北区国民健康保険事業の歩み

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
昭和 33	12月 ▼新国民健康保険法制定(昭和 34.1.1 施行)		
34	10月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例制定 11月 ▼北区国民健康保険条例制定 12月 ▼北区国民健康保険運営協議会 規則制定 ▼特別区、一斉に国民健康保険事 業開始	12月 ▼特別区国保発足 世帯主 7割、世帯員 5割 (法定給付は、 世帯主 5割、世帯員 5割) ▼助産費 1,500円 ▼葬祭費 2,500円	12月 ▼保険料 均等割額 600円 所得割率 前年度区民税額 の95/100 賦課限度額 50,000円
35	10月 ▼都民皆保険達成		
36	4月 ▼国民皆保険達成		
37		12月 ▼助産費改定 2,000円	
38	8月 ▼老人福祉法施行	4月 ▼結核予防法第34条・35条及び精神衛生 法第29条適用医療 10割給付 10月 ▼給付率改定 法定給付世帯主 7割	4月 ▼保険料改定 均等割額 500円 (38年度 限り)
39		4月 ▼助産費改定 3,000円 ▼葬祭費改定 3,000円	
40		1月 ▼保険給付率改定 世帯員 7割	
41			4月 ▼保険料所得割額の賦課対象 を区民税額から住民税額に 変更 10月 ▼保険料改定所得割率 112/100
42	4月 ▼日本に永住を許可された大韓 民国国民又は外国人世帯に属 する日本人を被保険者とする		4月 ▼保険料所得割額の算定にあ たり退職所得に係る住民税 額を除外
43		1月 ▼保険給付率改定 法定給付 世帯員 7割 4月 ▼育児手当金の新設 2,000円	
44	12月 ▼都の老人医療費支給制度福の 実施 (70歳以上の医療費無料 化)	8月 ▼精神衛生法第32条適用医療 10割給付 9月 ▼助産費改定 10,000円	
45		4月 ▼葬祭費改定 5,000円	
48	1月 ▼特別区、外国人登録原 票に登録されている外国人に 国保適用 ▼国の老人医療費支給制度寿の 実施 (70歳以上の医療費無料 化) 7月 ▼都の老人医療福の対象年齢を 65歳以上に引き下げ 10月 ▼国の老人医療寿適用拡大	12月 ▼高額療養費制度を任意給付 として新設 一部負担金限度額 30,000円 (昭和 50.10 まで経過措置)	

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
49		4月 ▼助産費改定 20,000円 ▼葬祭費改定 10,000円	10月 ▼保険料改定 賦課限度額 80,000円 (49年度のみ 65,000円)
50		10月 ▼高額療養費支給制度を任意給付から法定給付とする	
51		4月 ▼助産費改定 40,000円 8月 ▼高額療養制度一部負担金限度額改定 39,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 2,400円 賦課限度額 120,000円
52	10月 ▼北区高額療養費貸付制度発足		4月 ▼保険料の訪問徴収制を廃止し、自主納付に変更
53		4月 ▼助産費改定 60,000円 ▼葬祭費改定 20,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 4,800円 賦課限度額 170,000円
54		10月 ▼助産費の併給禁止	
55	4月 ▼特別区責任収納率設定 現年分 91% 滞納繰越分 38%	4月 ▼助産費改定 80,000円 ▼葬祭費改定 30,000円	4月 ▼保険料改定 均等割額 6,000円 所得割率 122/100 賦課限度額 220,000円
56			4月 ▼保険料改定 均等割額 8,400円 所得割率 118/100 賦課限度額 240,000円
57	8月 ▼老人保健法公布 (昭和 58. 2. 1 施行)	4月 ▼助産費改定 100,000円	4月 ▼所得割の賦課標準を前年度住民税額から当該年度住民税額へ変更
57		9月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 45,000円 (非課税世帯及び 寿 対象者は 39,000円据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 9,000円 所得割率 107/100 賦課限度額 260,000円
58	2月 ▼老人保健法施行 ▼国の老人医費支給制度 寿 を廃止	1月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 51,000円 (非課税世帯及び 寿 対象者は 39,000円に据置)	
59		10月 ▼退職者医療制度発足 ▼特例療養費・特定療養費新設 ▼高額医療費・世帯合算制度新設 (同一世帯で 30,000円を超える者が複数いた場合、一部負担金限度額 51,000円、非課税世帯 30,000円) ▼高額医療費・多数該当制度新設 (一部負担金限度額 30,000円、非課税世帯 21,000円) ▼高額療養費一部負担金限度額改定 非課税世帯 30,000円	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 280,000円
60			4月 ▼保険料改定 賦課限度額 310,000円
61	4月 ▼全市区町村で外国人の国保の適用開始	4月 ▼助産費改定 130,000円 ▼葬祭費改定 50,000円 5月 ▼高額療養費一部負担金限度額改定 54,000円 (非課税世帯据置)	4月 ▼保険料改定 均等割額 12,000円 賦課限度額 350,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
62	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 400 円/日 (期限なし) 外 来 800 円/月 非課税世帯の入院については 2 か月を限度として 300 円/ 日、その後無料 3月 ▼法改正 悪質滞納者への被保険者資格 証明書の発行及び給付の一時 差し止め可能		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 370,000 円
63	6月 ▼保険基盤安定制度創設 (暫定)		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 390,000 円
平成 元		6月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) 多数該当 4 回目から 33,000 円 (非課税 世帯 22,200 円)	4月 ▼保険料改定 均等割額 14,400 円 賦課限度額 400,000 円
2	6月 ▼保険基盤安定制度の確立		4月 ▼保険料改定 賦課限度額 420,000 円
3		5月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 60,000 円 (非課税世帯 33,600 円) 多数該当 4 回目から 34,800 円 (非課税 世帯 23,400 円)	
4	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 600 円/日 (期限なし) 外来 900 円/月 非課税世帯の入院については 2 か月を限度として 300 円/日	4月 ▼助産費改定 240,000 円	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800 円 賦課限度額 440,000 円
5	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 700 円/日 (期限なし) 外来 1,000 円/月	5月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 63,000 円 (非課税世帯 35,400 円) 多数該当 4 回目から 37,200 円 (非課税 世帯 24,600 円)	4月 ▼保険料改定 賦課限度額 460,000 円
6		10月 ▼入院時食事療養費の新設 ▼訪問看護療養費制度の新設 ▼出産育児一時金の新設 (助産費と育児手 当金を統合) 300,000 円 ▼移送費新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 15,900 円 (6 年度に限る) 所得割率 133.7/100 (6 年 度に限る) 賦課限度額 500,000 円
7	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 外来 1,010 円/月	7月 ▼結核・精神医療給付金の新設 (公費負担 医療を保険優先へ移行)	4月 ▼保険料改定 均等割額 16,800 円 所得割率 119/100
8	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 710 円/日 外来 1,020 円/月	6月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 63,600 円 (非課税世帯 35,400 円据置) 10月 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定	4月 ▼保険料改定 均等割額 19,500 円 所得割率 155/100 賦課限度額 520,000 円
9	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,000 円/日 非課税世帯の入院 500 円/日 (限度撤廃) 外来 同一医療機関ごとに 500 円/日 (月 4 回を限度)	4月 ▼葬祭費改定 60,000 円 9月 ▼外来薬剤一部負担金新設	4月 ▼保険料改定 均等割額 22,500 円 所得割率 162/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
10	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,100 円/日 (入院のみ)、 低所得者は据置	4月 ▼出産育児一時金改定 350,000 円 ▼葬祭費改定 70,000 円	4月 ▼保険料改定 均等割額 26,100 円 所得割率 187/100 賦課限度額 530,000 円
11	4月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院 1,200 円/日 外来 同一医療機関ごとに 530 円/日 (月 4 回を限度)、 低所得者は据置 7月 ▼老人医療対象者の薬剤一部負 担金軽減		
12	4月 ▼特別区国民健康保険事業調整 条例廃止 (都区制度改革によ り、特別区国保事業調整に関す る共通基準により定めること となる) ▼法改正により、資格証明書発行 の義務化 ▼介護保険法施行 ▼保険料(介護分)の新設		4月 ▼医療分改定 所得割率 194/100 ▼介護納付金賦課額分保険料 (40歳~65歳未満被保険者) 均等割額 7,200 円 所得割率 21/100 賦課限度額 70,000 円
13	1月 ▼老人医療一部負担金の改定 入院医療費の 1 割(上限額有) 外来 病院: 医療費の定率 1 割(上限 額有) 診療所: 医療費の 1 割 (上限 額有) 又は 800 円/日(月 4 回 限度) ▼老人医療外薬剤一部負担金の 廃止 ▼老人医療高額医療費の新設 一般 37,200 円 非課税世帯 24,600 円 非課税世帯の老齢福祉年金受 給者 15,000 円 長期特定疾病 10,000 円	1月 ▼高額療養費一部負担限度額改定 上位所得者 (新設) 121,800 円+ (医療費-609,000 円) ×1%、 多数該当の 4 回目から 70,800 円 一般 63,600 円+ (医療費-318,000 円) ×1%、 多数該当の 4 回目からは 37,200 円 非課税世帯 多数該当の 4 回目からは 24,600 円 ▼入院時食事療養費の標準負担額の改定一 般 780 円/日 ▼海外療養費の新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 27,300 円 ▼介護分改定 均等割額 8,100 円 所得割率 27/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
14	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼老人医療一部負担金の改定 病院：外来医療費の定率1割 (病床数により月額上限異なる) 診療所：外来医療費の1割(上限額有)又は850円/日(月4回限度) <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療制度改革 老人医療対象年齢の段階的引き上げ ▼高齢受給者証の新設 老人医療1割(一定以上所得者2割) ▼外来の診療所定額制度廃止 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼出産育児一時金委任払い制度新設(区内医療機関での出産の場合) <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼一般被保険者・退職被保険者等一部負担金の改定 3歳未満 2割 3歳～69歳 3割(退職者本人は従前どおり) 70歳以上 1割(「一定以上所得者」は2割) ▼高額療養費一部負担限度額改定 上位所得者 139,800円+(医療費-699,000円)×1%、 多数該当の4回目からは77,700円 一般 72,300円+(医療費-361,500円)×1%、 多数該当の4回目からは40,200円 ▼70歳以上(老人医療該当者を除く)の高額療養費自己負担額新設 外来(個人単位) 一定以上所得者 40,200円 一般 12,000円 低所得者Ⅰ・Ⅱ 8,000円 入院+外来(世帯単位) 一定以上所得者 72,300円+(医療費-361,500円)×1% 多数該当の4回目からは40,200円 一般 40,200円 低所得Ⅱ 24,600円 低所得者Ⅰ 15,000円 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼介護分改定 均等割額 7,800円 所得割率 26/100
15	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼被保険者証ひとり1枚のカード様式に変更 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼退職被保険者等一部負担金の改定 3歳～69歳 3割 ▼外来薬剤一部負担金の廃止 ▼特例療養費の廃止 ▼高額療養費自己負担限度額改定 上位所得者 139,800円+(医療費-466,000円)×1%、 多数該当の4回目からは77,700円 一般 72,300円+(医療費-241,000円)×1%、 多数該当の4回目からは40,200円 ▼結核・精神医療給付金の給付対象が区民税非課税の者に限定 20歳以上 本人非課税 20歳未満 世帯主非課税 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 均等割額 29,400円 所得割率 204/100 ▼介護分改定 均等割額 9,000円 所得割率 32/100

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
16		4月 ▼出産育児一時金委任払い制度拡充(区内医療機関から都内医療機関へ)	4月 ▼医療分改定 均等割額 30,200円 所得割率 208/100 ▼介護分改定 均等割額 10,800円 所得割率 40/100 賦課限度額 80,000円
17	11月 ▼コンビニ収納開始		4月 ▼医療分改定 均等割額 32,100円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 49/100
18		10月 ▼70歳以上の「一定以上所得者」の一部負担金改定 3割 ▼高額療養費自己負担限度額改定 70歳未満の課税世帯 80,100円+ (医療費267,000) × 1% 上位所得者世帯 150,000円+ (医療費-500,000) × 1% 70歳以上の一般 外来・入院 (世帯単位) 44,400円 現役並み所得者 外来 44,400円 外来・入院 (世帯単位) 80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% ▼人工透析を要する70歳未満の上位所得者の自己負担限度額を20,000円に改定 ▼特定療養費を廃止し、保険外併用療養費を新設入院時生活療養費新設	4月 ▼医療分改定 均等割額 33,300円 所得割率 182/100 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 47/100
19		4月 ▼70歳未満被保険者の入院に係る高額療養費現物給付化(「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の新設) ▼出産育児一時金の受取代理制度の開始(従来の受領委任払制度を拡充)	4月 ▼医療分改定 均等割額 35,100円 所得割率 124/100 ▼介護分改定 所得割率 30/100 賦課限度額 90,000円

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
20	<p>4月</p> <p>▼医療制度改革 「高齢者の医療の確保に関する法律の改正」 「後期高齢者医療制度の創設」 「老人保健制度の廃止」 「前期高齢者財政調整制度開始」 「退職者医療制度の廃止（平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者を対象として、当該被保険者が65歳になるまで存続）」 「特定健康診査・特定保健指導の実施」 「後期高齢者支援金等賦課額分の保険料新設（支援金分）」</p>	<p>4月</p> <p>▼高額医療・高額介護合算療養費の創設 ▼70歳以上（一般所得者）の一部負担金改定 2割 （ただし、特例措置により1割に据置） ▼70歳以上（一般所得者）の自己負担限度額改定 入院 62,100円 外来（個人ごと） 24,600円 （ただし、附則で読み替え、据置） ▼一部負担金の改定 3歳未満2割から義務教育就学前2割へ対象者拡大 ▼療養病床に入院する65～69歳の被保険者の食費・居住費の見直し 一般 食費 460円 居住費 1日 320円 非課税世帯 食費 210円 居住費 1日 320円</p> <p>1月</p> <p>▼出産育児一時金改定 380,000円</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 28,800円 所得割率 90/100 賦課限度額 470,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 23/100 ▼後期高齢者支援金等賦課額 均等割額 8,100円 所得割率 27/100 賦課限度額 120,000円</p>
21		<p>10月</p> <p>▼出産育児一時金改定 420,000円 ▼出産一時金等の医療機関等への直接支払制度開始</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 27,600円 所得割率 68/100 賦課限度額 470,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 9,600円 所得割率 26/100 賦課限度額 120,000円 ▼介護分改定 均等割額 11,100円 所得割率 20/100</p> <p>10月</p> <p>▼年金からの保険料差引開始（65歳～74歳の一部）</p>
22	<p>9月</p> <p>▼納付案内センターによる電話催告の実施</p>	<p>4月</p> <p>▼非自発的軽減措置制度（給与所得を30/100にみなして高額療養費・高額介護合算療養費を判定）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 31,200円 所得割率 80/100 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 8,700円 所得割率 23/100 賦課限度額 130,000円 ▼介護分改定 均等割額 12,000円 所得割率 19/100 賦課限度額 100,000円 ▼非自発的軽減措置制度（給与所得を30/100にみなして保険料を算定）</p>

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
23			<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼保険料計算方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更 ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 31,200円 所得割率 6.13% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 8,700円 所得割率 1.96% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 13,200円 所得割率 1.51% 賦課限度額 120,000円 ▼保険料計算方式の変更に伴い激変緩和措置を2年間に限って一部に導入
24	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼納付案内センターによる訪問催告の実施 <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼外国人に対する国保の被保険者資格要件変更 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼70歳未満被保険者の外来に係る高額療養費現物給付化（「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用） 	<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 30,000円 所得割率 6.28% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 10,200円 所得割率 2.23% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 14,100円 所得割率 1.64% 賦課限度額 120,000円
25	<p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ページ口座振替サービスの開始 		<p>4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼医療分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 30,600円 所得割率 6.02% 賦課限度額 510,000円 ▼後期高齢者支援金分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 10,800円 所得割率 2.34% 賦課限度額 140,000円 ▼介護分改定 <ul style="list-style-type: none"> 均等割額 15,000円 所得割率 1.76% 賦課限度額 120,000円 ▼保険料計算方式の変更に伴う激変緩和措置の終了に伴い、住民税非課税者に対し新たな減額措置を2年間実施する。

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
26		<p>4月</p> <p>▼70歳以上（一般所得者）の一部負担金軽減特例措置の終了 新70歳～ 2割 （ただし、既70歳の者は1割に据置）</p> <p>▼高額療養費自己負担限度額等改定 70歳以上（一般所得者） 附則上の扱いを本則上も同額に改定 入院 44,400円 外来（個人ごと） 12,000円</p> <p>1月</p> <p>▼高額療養費自己負担限度額等改定 70歳未満 所得区分を3→5区分に変更 ア 252,600円+(医療費-842,000)×1% イ 167,400円+(医療費-558,000)×1% ウ 80,100円+(医療費-267,000)×1% エ 57,600円 オ 35,400円</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 32,400円 所得割率 6.30% 賦課限度額 510,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.17% 賦課限度額 160,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,300円 所得割率 1.81% 賦課限度額 140,000円</p> <p>▼保険料均等割額の減額（減額賦課） 5割、2割の対象拡充</p>
27	<p>1月</p> <p>▼窓口業務等の一部委託開始 ▼マイナンバーの取扱開始</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 33,900円 所得割率 6.45% 賦課限度額 520,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 1.98% 賦課限度額 170,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 14,700円 所得割率 1.56% 賦課限度額 160,000円</p>
28	<p>4月</p> <p>▼モバイルレジによる収納開始</p>	<p>4月</p> <p>▼課税世帯の入院時食事療養費の標準負担額改定 一食 260円→360円 （非課税世帯は据置）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 35,400円 所得割率 6.86% 賦課限度額 540,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 10,800円 所得割率 2.02% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 14,700円 所得割率 1.54% 賦課限度額 160,000円</p>
29	<p>7月</p> <p>▼マイナンバーの情報連携開始</p>	<p>8月</p> <p>▼70～74歳の高額療養費自己負担額改定 現役並み所得者 外来（個人ごと） 44,400円→57,600円 一般 外来（個人ごと） 12,000円→14,000円 （年間上限 144,000円） 世帯（入院+外来） 44,400円→57,600円 （多数該当 44,400円）</p> <p>10月</p> <p>▼入院時生活療養費改定（1日あたり） 医療区分Ⅰ 320円→370円 医療区分Ⅱ・Ⅲ 0円→200円 （難病患者は据え置き 0円）</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 38,400円 所得割率 7.47% 賦課限度額 540,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 11,100円 所得割率 1.96% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.59% 賦課限度額 160,000円</p>

年度	一般事項	給付関係事項	保険料関係事項
30	<p>4月</p> <p>▼国保制度改革 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が財政運営の責任主体となり国保運営に中心的な役割を担う ・被保険者証等の様式変更（制度改革後の証更新の際に順次変更） ・資格の取得、喪失は都道府県単位となる ・高額療養費の多数回該当は都道府県単位で通算する <p>1月</p> <p>▼糖尿病性腎症重症化予防事業開始</p>	<p>4月</p> <p>▼課税世帯の入院時食事療養費の標準負担額改定 一食 360円→460円 (非課税世帯は据置)</p> <p>8月</p> <p>▼70～74歳の高額療養費自己負担額改定</p> <p>現役並み所得者の区分細分化 外来（個人ごと）の自己負担限度額廃止</p> <p>現役並み所得者Ⅲ 世帯（入院+外来） 252,600円+(医療費-842,000)×1%</p> <p>現役並み所得者Ⅱ 世帯（入院+外来） 167,400円+(医療費-558,000)×1%</p> <p>現役並み所得者Ⅰ 世帯（入院+外来） 80,100円+(医療費-267,000)×1%</p> <p>一般 外来（個人ごと） 14,000円→18,000円 (年間上限 144,000円)</p>	<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 39,000円 所得割率 7.32% 賦課限度額 580,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 12,000円 所得割率 2.22% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.34% 賦課限度額 160,000円</p>
元	<p>4月</p> <p>▼残薬調整事業補助開始</p>		<p>4月</p> <p>▼医療分改定 均等割額 39,900円 所得割率 7.25% 賦課限度額 610,000円</p> <p>▼後期高齢者支援金分改定 均等割額 12,300円 所得割率 2.24% 賦課限度額 190,000円</p> <p>▼介護分改定 均等割額 15,600円 所得割率 1.40% 賦課限度額 160,000円</p>

北区の国保
令和元年度(平成 30 年度実績)
令和元年 10 月発行

刊行物登録番号
31 - 1 - 069

<発行>
東京都北区区民部国保年金課
東京都北区王子本町一丁目 15 番 22 号
電話 3908-1130(ダイヤルイン)